

静岡大学キャンパス マスタープラン

Shizuoka University Campas Master Plan

公表版

施設マネジメント
キャンパス計画
施設整備長期計画



自由啓発・未来創成

静岡大学

NATIONAL UNIVERSITY CORPORATION SHIZUOKA UNIVERSITY



目 次

「キャンパスマスタープラン」策定の主旨	1
「RSU “The reconstruction of Shizuoka University”」宣言	2
1. キャンパスマスタープランの方針	4
1-1 キャンパスマスタープランの基本方針	5
1-1-1 ビジョン・使命	5
1-1-2 使命	5
1-1-3 キャンパスマスタープラン基本理念	6
1-1-4 キャンパスマスタープラン基本方針	6
1-1-5 国立大学法人静岡大学施設整備・管理運営方針と施設整備基本方針の継承	7
1-1-6 概 要	8
2. 施 設 マ ネ ジ メ ン ト	10
2-1 施設マネジメント	11
2-1-1 静岡大学 施設マネジメント	11
2-1-2 施設整備計画について	30
2-1-3 施設維持管理	32
2-2 施設整備等基本方針	33
2-2-1 静岡大学 施設整備基本方針	33
2-2-2 エネルギーの使用の合理化に関する取組方針	45
2-2-3 緑地管理基本方針	46
2-2-4 大規模災害予防対策基本方針	46
2-3 静大スタンダード（新営・改築整備標準仕様）	47
2-3-1 理系建物整備標準仕様	47
2-3-2 文系建物整備標準仕様	48
2-4 既存建物改築等整備計画【 静大モデル 】	49
2-4-1 南海トラフ巨大地震について	49
2-4-2 東海地震について	50
2-4-3 静岡県内で想定される直下型（活断層）地震予想	50
2-4-4 2011. 3. 11 東北地方太平洋沖地震”を踏まえて	51
2-4-5 静岡県内及び静岡大学の地震対策状況	51
2-4-6 これまでの耐震補強工事に至る経緯	51
2-4-7 既存建物が保有する耐震性能	51
2-4-8 既存建物の耐震性能の現状	52
2-4-9 既存建物性能（経年による老朽化再建整備）	52
2-4-10 既存建物改修と改築整備との比較（メリハリのある施設整備）	52
2-4-11 ”静大モデル”施設整備計画の基本方針	53
3. キ ャ ン パ ス 計 画	55
3-1 静岡キャンパス計画	55
3-1-1 静岡キャンパスの現状と課題	56
3-1-2 100周年（2049年）を見据えた静岡キャンパスの目標・計画	57
3-2 浜松キャンパス計画	58
3-2-1 浜松キャンパスの現状と課題	58
3-2-2 100周年（2049年）を見据えた浜松キャンパスの目標・計画	59
4. 施 設 整 備 長 期 計 画	61
4-1 施設整備長期計画	62
4-1-1 施設整備の現状と課題	62
4-1-2 静岡大学100周年プラン	66

「キャンパスマスタープラン」策定の主旨

静岡大学は、「自由啓発・未来創成：質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学」を目指しており、施設は目標を達成するために不可欠な基盤である。

しかしながら、現状の施設は、耐震性が劣る施設の改善は全国に先駆けほぼ完了しているものの、経年や潮風による外壁の劣化など「安全上の問題」、機能劣化により教育研究の質の確保できないなどの「機能上の問題」、基幹設備の老朽化により教育研究に重大な支障を発生させる可能性が高くなっているなどの「基幹設備の問題」の他、バリアフリーや自学自習室の整備など利用者のニーズに対応した施設の充実など、緊急に対応していかなければならない施設整備の課題が山積みである。

一方、施設整備の財源は、主に国からの施設整備費補助金、施設費交付事業費、及び運営費交付金であるが、これらの財源は年々縮減される傾向にあり、中期目標に沿って効率的・効果的かつ戦略的に活用しなければならない。

そのため、施設整備計画は大学の施設を常に良好な環境に保つことが出来るよう長期的な視点に立った整備計画にする必要があることから、既存の施設整備計画を見直すこととし、静岡大学100周年（2049年）を見据えた大学の戦略的事項を反映させ、大学の経営と一体となった計画として静岡大学キャンパスマスタープランを策定するものである。

特に、施設に関する骨格的不変の考え方を示すものとして、施設マネジメントの基本方針・考え方や施設整備基本方針、静大スタンダード、静大モデル、静岡大学100周年を見据えた長期的なキャンパス計画、静大100周年プランなどを具体的に示すこととし、大学の経営と一体となった実効性・具体性のある整備計画として、目標の達成に向け全学が一体となって着実に推進していくことが重要である。

「RSU “The reconstruction of Shizuoka University”」宣言

1. RSU宣言

静岡大学は、ビジョン「自由啓発・未来創成」の理念に基づき、多様な背景・価値観を認めあい、気高い使命感と探究心に溢れた豊かな人間性をはぐぐみ、知の創成・継承・活用を推進し、人類の平和・幸福と地球の未来のため、地域社会とともに発展していきたいと考えています。

この目標に向けた取組の基盤である施設をチェック・評価し、既存施設の有効活用などの施設マネジメントを着実に推進するとともに、発展的な建物再生整備と地震・災害に強いキャンパスを目指して、静岡大学の再建を実施していきます。

2. 基本目標

◆キャンパスの質的向上

- 1) 教育研究の活性化、国際競争力の向上につながるキャンパス機能の向上
- 2) 人材育成につながる学びの場・自学自習スペースの充実
- 3) 安心・安全な環境の確保、持続可能なグリーンキャンパス＝サステイナブルキャンパスの構築
- 4) 地震・災害時に事業継続可能なキャンパスの構築

◆開かれたキャンパスの構築

- 1) 地域連携・地域交流につながるキャンパスの構築
- 2) 地震・災害時に地域防災拠点となるキャンパスの構築

平成28年3月30日

国立大学法人静岡大学

学 長

伊東 幸宏





1. キャンパスマスタープランの方針

1-1 キャンパスマスタープランの基本方針

1-1-1 ビジョン・使命

自由啓発・未来創成

質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学

静岡大学のビジョン「自由啓発・未来創成」

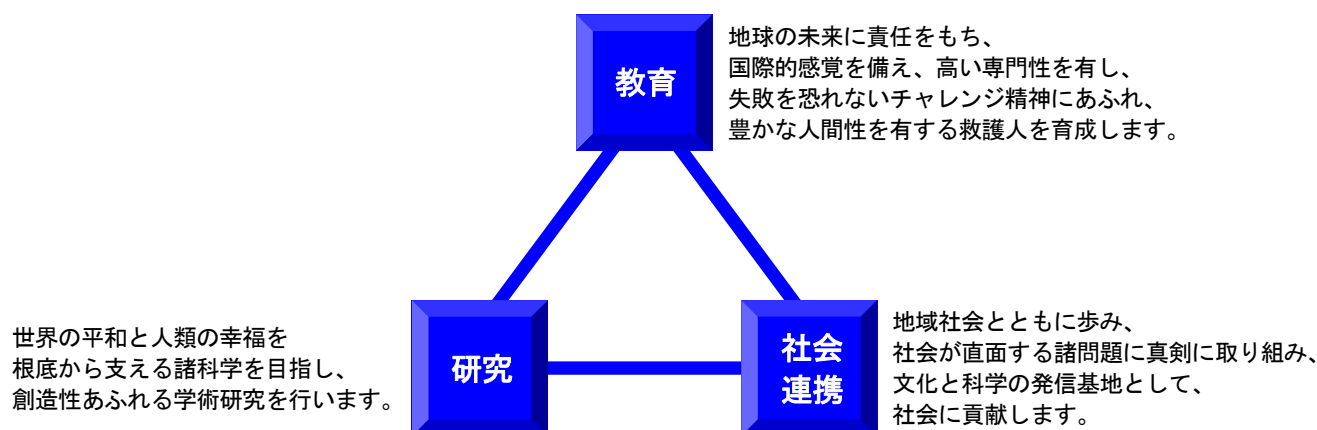
わたしたちの大学は、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校（旧浜松高等工業学校）の統合（1949年）と静岡県立農科大学の移管（1951年）とともに、こんにちの「静岡大学」としてのスタートを切りました。これらの前身校では、「自由啓発」、「自由闊達」など、学生の主体性に重きをおく教育方針がとられました。なかでも浜松高等工業学校では、「自由啓発」という理念のもと、「生徒の素質、学力、性能等を十分に考慮し」つつ、「学徒を最も自由な境遇に置き、その個性を十分に尊重し、その天賦の才能を遺憾なく伸展せしめる」教育が行われました。

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠です。この認識のもと、静岡大学は、教育・研究・社会連携の柱として、「自由啓発」を発展的に継承していきます。

「自由啓発」をもとに、静岡大学の学生・教職員は、平和で幸福な「未来創成」をめざして、教育、研究、社会連携に積極的に取り組んでいきます。地域社会の一員として、地域の自然と文化に対する敬愛の念をもち、社会からよせられる期待に応えます。さらに地球規模の環境問題、食糧問題、貧困、戦争、伝統的な共同体や価値観の崩壊などの大きな課題に果敢にチャレンジします。このようにして、学生・教職員、静岡大学にかかわるすべての人々が、互いに信をおき、学びあい、それぞれの多様性を尊びながら、「自由啓発・未来創成」の理念を広く共有し、平和かつ幸福な未来を創り上げていきます。

わたしたちの大学は、「自由啓発・未来創成」の理念のもと、多様な背景・価値観を認めあい、気高い使命感と探究心に溢れた豊かな人間性をはぐくみ、知の創成・継承・活用を推進し、人類の平和・幸福と地球の未来のため、地域社会とともに発展していきます。

1-1-2 使命



平成20年3月

1-1-3 キャンパスマスタープラン基本理念

キャンパスマスタープランは、国立大学法人静岡大学（以下「静岡大学」という。）が大学運営理念に基づき合意形成したキャンパスの計画目標として継続的に実施されるべき施設・環境整備と管理・運営の基本となるものである。

静岡大学は、「自由啓発・未来創成」のビジョンに基づき、人材育成を旨とし、質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学を目指しており、キャンパスマスタープランは、静岡大学のビジョンに基づいた教育・研究・社会連携・国際化・経営基盤を支えるためのキャンパス環境整備について、骨格的不変の考え方を示すものとして、施設マネジメントの基本方針や長期的な視点に立った整備計画などを策定する。また、各中期目標・中期計画期間の中期的な計画も併せて策定するものとする。

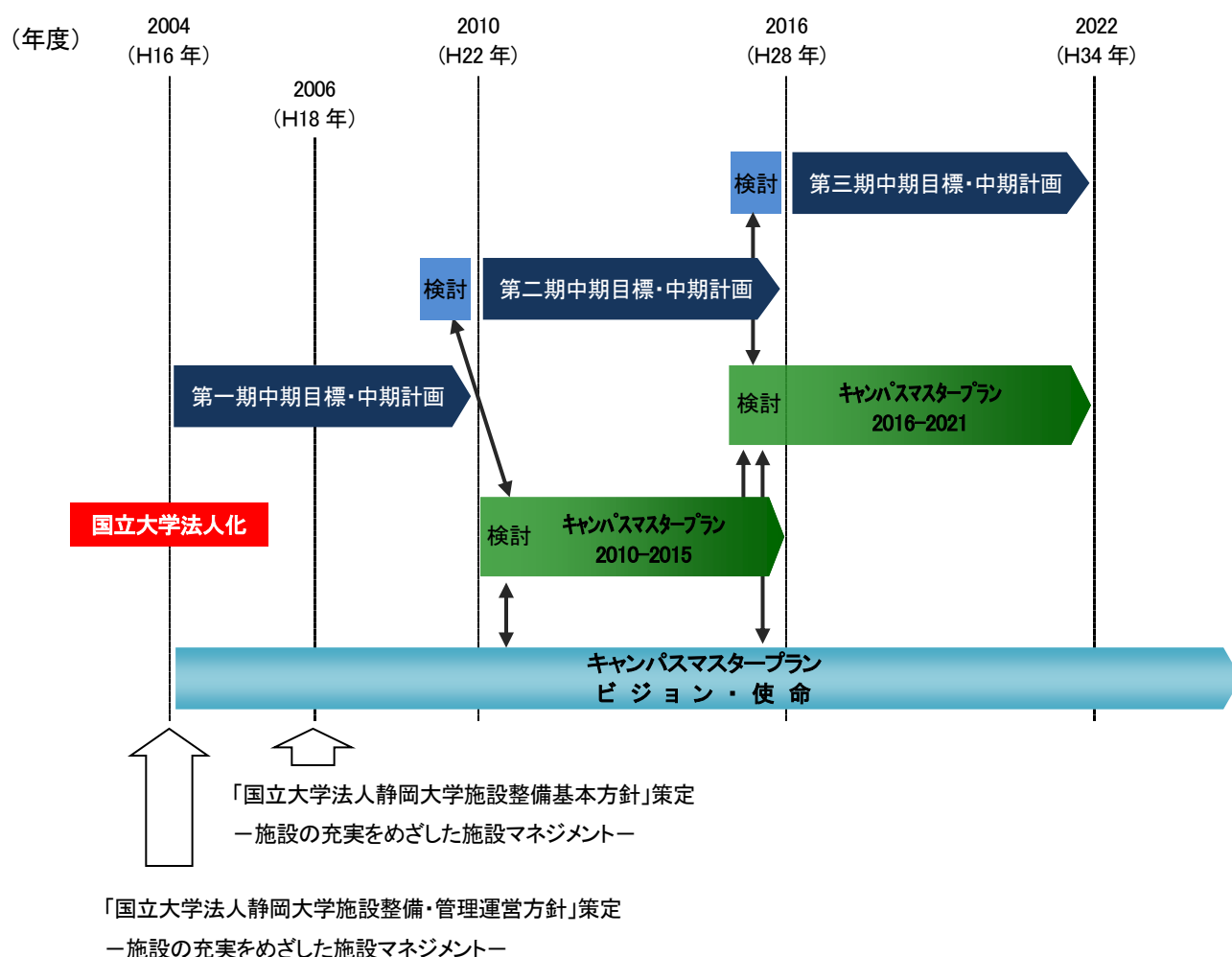
1-1-4 キャンパスマスタープラン基本方針

国立大学は法人化に伴い、6年間における中期目標・中期計画の策定と、その目標の達成や成果が求められており、大学の運営は、この中期目標・中期計画に基づいて実施されている。

静岡大学は、平成20年3月に掲げたビジョンの達成に向けた取組を推進しており、施設は目標を達成するために不可欠な基盤として、大学の教育研究の方針、社会の情勢、財政的事情、国の政策等の変化に柔軟に対応する必要がある。既存施設の有効活用などの施設マネジメントは重要である。

これらのことから、キャンパスマスタープランは大学が戦略的な活動を行うために必要な施設整備の他、施設マネジメント、地球温暖化対策などを継続的・持続的に推進する必要がある。今大学が直面している課題に対応するための中期的な視野に立った計画を踏まえ、静岡大学が100周年を迎える34年先を見越したキャンパスの理想の形、目指すべき目標を示すための長期の視点に立ったキャンパス計画とする必要がある。

そのために、徹底した現状の問題点の抽出と妥協的な解決策ではなく、保有面積を抑制する等の抜本的解決策を構成員らの十分な議論と合意のもとに、大学全体の将来計画に合った骨格を示す計画としてまとめる必要がある。



各中期目標・中期計画に対応したキャンパスマスタープランは、屋外環境計画、教育研究環境計画、基幹的設備計画、宿舍計画などについて、テーマ別に現状と課題、中長期的目標・方向性や必要な予算額を提示する。

中期的な整備計画は、静岡大学のビジョンと第二期中期目標に沿ったものとするために、中期目標期間の6年間を実行期間とし、長期的なキャンパスの在り方を踏まえ静岡大学を取り巻く状況の変化に対応させる。また、予算の確保とあわせて持続的に行うことが必要となる。

また、中期目標・中期計画に合わせて6年ごとに点検評価を繰り返し、成長・発展する計画として位置づける。そのため、改訂時には従前のマスタープランを点検・評価する必要がある。

特に、教育研究の進展状況、建物の老朽化の状況及び予算状況など、大学・キャンパスを取り巻く環境は変化し続けており、それらに柔軟に対応できるプランとする。

1-1-5 国立大学法人静岡大学施設整備・管理運営方針と施設整備基本方針の継承

静岡大学キャンパスマスタープランは、これまでの国立大学法人静岡大学施設整備・管理運営方針（平成16年度策定）及び施設整備基本方針（平成18年度策定）の考え方を継承し、施設に関する骨格的な不変の考え方を示すものとして、施設マネジメントの基本方針・考え方や施設整備基本方針、静大スタンダード、静大モデル、静岡大学100周年を見据えた長期的なキャンパス計画、静大100周年プランなどを明示したものであり、今後の施設整備の推進において常に遵守されるべき、永続的な指針である。

また、大学の目標実現のためには、「全学的協力による一体的な整備」、「土地・施設の弾力的・流動的な活用」、「計画・管理・評価体制の確立」が必要であり、さらに、大学の構成員がキャンパスに関する認識と理解を深めることが、キャンパスマスタープランの実効力につながるものと考えられる。

したがって、施設整備や事業計画を立案する執行部や各部局、その計画・実施・管理を行う担当者が、常にキャンパスマスタープランを念頭に置いて、率先して遵守すること、さらにそのための予算の裏付けが担保されることが、マスタープラン実現のために重要である。

1-1-6 概 要

1) 大 学 名	国立大学法人 静岡大学	
2) 所 在 地	〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷836	
3) 創 基	1875年(明治8年)	
4) 発 足	1949年(昭和24年)	
5) 学 長	伊東 幸宏	
6) キャンパス	代表住所	面積 (2015年5月1日現在)
静岡地区	静岡県静岡市駿河区大谷836	512,733 m ²
浜松地区	静岡県浜松市中区城北3丁目5番1号	182,135 m ²
藤枝地区	静岡県藤枝市仮宿63	139,577 m ²
島田地区	静岡県島田市中河町169	23,214 m ²
中川根地区	静岡県榛原郡川根本町元藤川298の7	2,592,890 m ² (地上権・借入含)
天竜地区	静岡県浜松市天竜区西藤平1623の1	608,776 m ² (借入含)
清水地区	静岡県静岡市清水区三保地先	135 m ² (借入含)
富士宮地区	静岡県富士宮市麓字大丸山173の2	3,305 m ² (借入含)
天城湯ヶ島地区	静岡県伊豆市湯ヶ島字鉢窪2857の34	1,800 m ² (借入含)
建物延べ床面積		271,005 m ²

7) 組織理念

教育と研究における努力の積み重ねにより、本学はこれまで輝かしい成果を挙げてまいりました。また、本学は静岡の地域社会に支えられる一方、地域社会に対して学術・文化、産業振興の面で貢献するなど、地域とともに歩んできました。本学は、地域において、また地域を超えて活動を展開し、社会のさまざまな要請に応えていくことを通して、存在感のある輝く大学として、さらなる発展を目指します。

8) 組織沿革 <http://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/history/index.html>

静岡大学は1875(明治8)年、静岡師範学校の創設を創基としています。幾つかの学制改革を経た後、旧制の静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校、浜松工業専門学校(旧浜松高等工業学校)の統合(1949年)と静岡県立農科大学の移管(1951年)とともに、1949(昭和24)年、新制大学として「静岡大学」が発足しました。2004(平成16)年に「国立大学法人静岡大学」となり、現在に至っています。

静岡、浜松などの地区に6学部、5研究科、2研究所などからなる総合大学として、学術、教育、研究の諸活動を行っています。

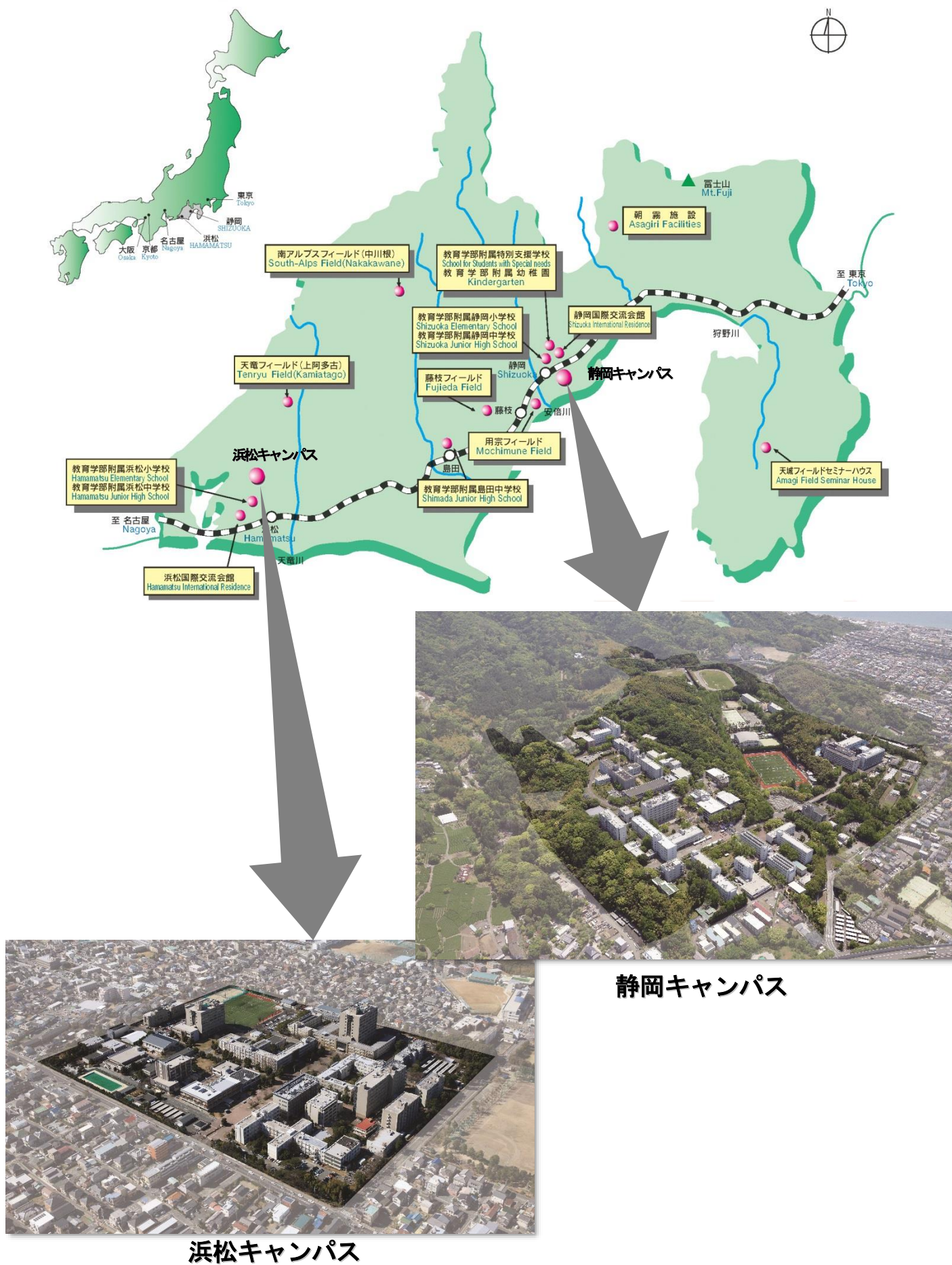
9) 構成員

(2015年5月1日現在)

役員・教職員等(人)	学部生・大学院生など(人)	附属学校園(人)
役員.....7人	学部生.....8,657人	静岡小学校.....614人
教員.....861人	修士課程.....1,256人	浜松小学校.....426人
事務職員等.....327人	博士後期課程.....214人	静岡中学校.....479人
	専門職学位課程.....61人	浜松中学校.....357人
合計.....1,195人	外国人留学生.....327人	島田中学校.....360人
	合計.....10,515人	特別支援学校.....60人
		幼稚園.....102人
		合計.....2,398人

総合計 14,108人

10) 案内図・配置図





2. 施 設 マ ネ ジ メ ン ト

2-1 施設マネジメント

2-1-1 静岡大学 施設マネジメント

1) 施設マネジメントの導入について

国立大学法人は、次代を担う豊かな人材の育成、独創的・先端的学術研究の推進など、社会の要請、期待を受けて様々な活動が行われている。施設は、これらの活動を支援・推進する重要な基盤である。

特に法人化後の大学は、教育活動や研究開発などに個性を発揮することが期待されており、施設についても柔軟に個性化を支える対応が求められている。このため、各大学の多様な教育・研究計画に対応した施設の充実や教育、研究、地域連携などの大学諸活動等に応じた施設整備が必要となっており、これらの重点的・計画的に行うべき施設整備の前提となる施設マネジメント等の取り組みが国立大学法人に求められている。

静岡大学にとって、優秀な人材の育成、国際競争力のある先端学術研究、地域連携などの大学諸活動等を行う上で、これらの諸活動の基盤となる教育・研究環境の充実、学生環境の充実は必要不可欠であり、教育・研究・地域連携の進展に対応した重点的・計画的に施設整備を行うことはもとより、大学が所有する既存施設を有効に活用することが重要であり、トップマネジメントの一環として、全学的・長期的な視点に立った施設マネジメントを導入する必要がある。

静岡大学は、全学的なマネジメント体制の下「中期目標・中期計画」及び「静岡大学キャンパスマスタープラン」に基づき教育・研究環境の充実、学生環境の充実、大学諸活動等に応じた施設整備、既存施設の有効活用を図り、学生・教員等の教育・研究活動の支援を図ることとしている。本学は、経営的視点にたった施設マネジメントを導入して、施設整備、既存施設の活用、運営管理を一体的に行うとともに、施設は長期にわたる大学の財産であることを十分認識して整備、運営を行うこととする。

2) 施設マネジメントの必要性について

既存施設の現状を踏まえ、施設機能の維持とともに、教育研究の進展や施設利用者の要望に応じた機能の向上や有効活用を図ることが重要であり、必要に応じた新たな施設整備を行う必要がある。

このような教育・研究活動の基盤となる適切な教育・研究環境を構築するためには、施設の企画・計画、整備、管理を一体的に行い、長期的な視点から適切に施設を維持・活用することを目的とするためにも施設マネジメントの推進が必要不可欠である。

3) 施設マネジメントの視点について

施設の質の管理(クオリティマネジメント)、施設に係るコスト管理(コストマネジメント)、施設の運用管理(スペースマネジメント)という3つの視点から具体的な目標を立て、これらについて調和を図りつつ推進することが重要である。

クオリティマネジメント

施設利用者の要望に配慮しつつ安全及び教育・研究等の諸活動を支援する機能等を確保し施設の質の向上を図ること

コストマネジメント

クオリティマネジメント及びスペースマネジメントに関する費用を管理し、大学経営の観点から費用対効果の向上、資産価値の維持を図ること

スペースマネジメント

全学的にスペース利用状況を把握し、目的・用途に応じた施設の適切な利用状況等を評価・改善を行うことによる施設の有効活用を図ること

静岡大学クオリティマネジメント基本方針

背景

知の拠点—大学の戦略的施設マネジメント

—施設マネジメントの基本的視点—

◆ 教育研究の発展を図る上でその諸活動と有機的な関連を持つ大学施設はその基盤となるものであり、その充実は不可欠である。

更に、大学自らが総合的・長期的な視点に立った「施設マネジメント」を導入し、新たな施設整備を進めることはもとより、大学が所有する既存施設を効率的に管理し有効活用を図ることが重要である。

◆ 教育研究活動の基盤となる適切な教育研究環境を構築するためには、施設の企画・計画、整備、管理を一体的に行い、長期的な視点から施設を確保・活用することを目的とする施設マネジメントの導入が必要であり、それをトップマネジメントの一環として、戦略的に行うことが重要である。

◆ 施設マネジメントの実施に係る基本的考え方

施設の質の管理(クオリティマネジメント)

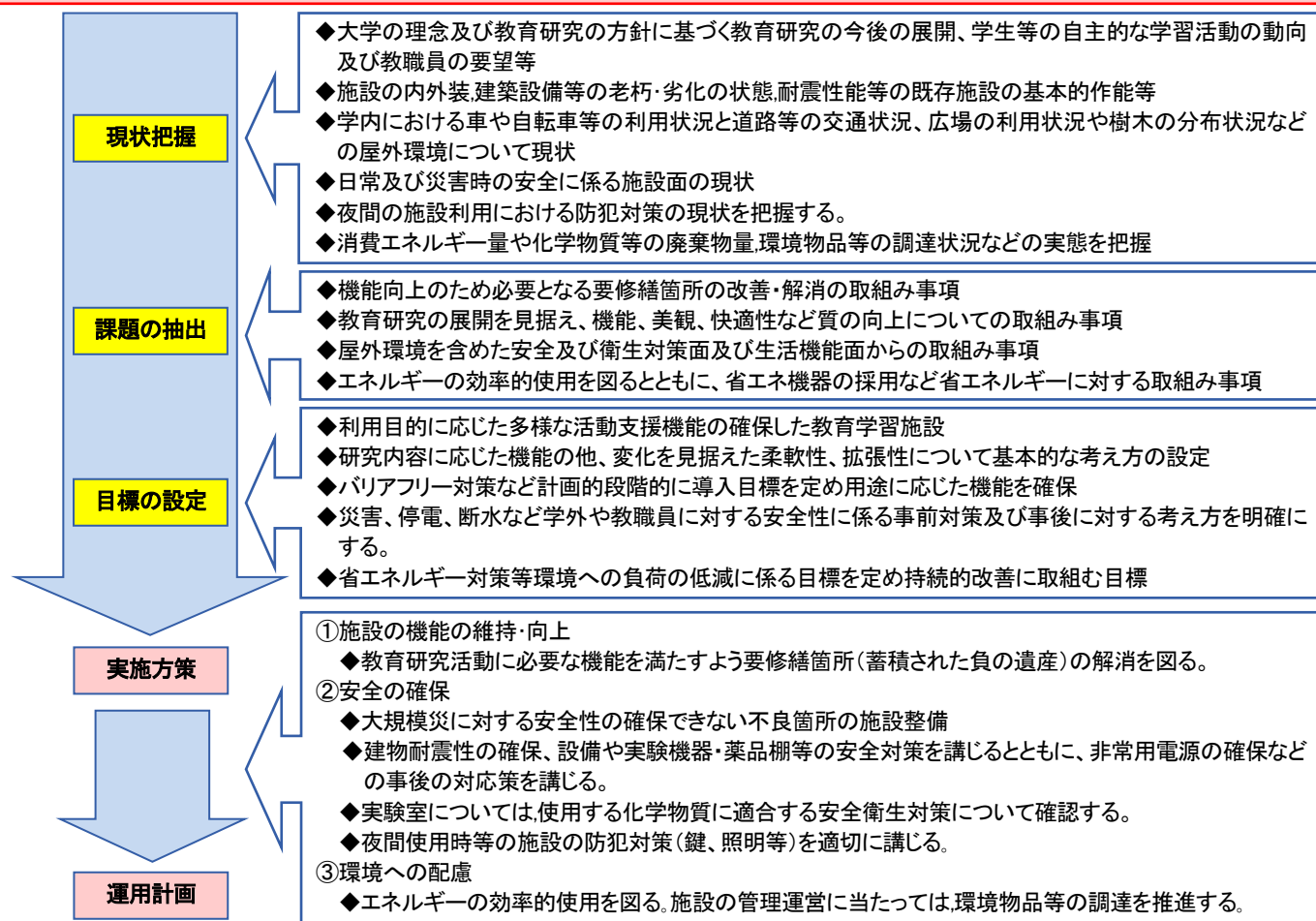
施設の運用管理(スペースマネジメント)

施設に係るコスト管理(コストマネジメント)

クオリティマネジメントとは、施設利用者の要望に配慮しつつ、安全及び教育研究等の諸活動を支援する機能等を確保し、施設の質の向上を図ることである。

大学の理念及び教育研究方針に基づく今後の展開を図る上でその基盤となる施設は、教育機能、研究機能、生活機能を維持し、かつ高機能化を進めていかなければならない。

また、大学施設は十分な維持管理等が行われていなかったことから、相当量の要修繕箇所(負の遺産)が生じている。クオリティマネジメントを的確に実施するには、既存施設の現状や教育研究活動の動向とともに教職員や学生などの施設利用者の要望を的確に把握し、本学の取組むべき課題の抽出、実施方針の検討等の上、運用計画を作成することとする。



施設等維持管理経費、営繕費、文教施設費及びその他の経費を活用し、施設の修繕、改修・点検保守等を一体的に計画し、多様なコスト縮減のもと、費用対効果の向上、資源価値の維持を図る。

5) 静岡大学スペースマネジメント基本方針

静岡大学スペースマネジメント基本方針

背景

知の拠点—大学の戦略的施設マネジメント

—施設マネジメントの基本的視点—

- ◆ 教育研究の発展を図る上でその諸活動と有機的な関連を持つ大学施設はその基盤となるものであり、その充実は不可欠である。
更に、大学自らが総合的・長期的な視点に立った「施設マネジメント」を導入し、新たな施設整備を進めることはもとより、大学が所有する既存施設を効率的に管理し有効活用を図ることが重要である。
- ◆ 教育研究活動の基盤となる適切な教育研究環境を構築するためには、施設の企画・計画、整備、管理を一体的に行い、長期的な視点から施設を確保・活用することを目的とする施設マネジメントの導入が必要であり、それをトップマネジメントの一環として、戦略的に行うことが重要である。
- ◆ 施設マネジメントの実施に係る基本的考え方
 - 施設の質の管理(クオリティマネジメント)
 - 施設の運用管理(スペースマネジメント)
 - 施設に係るコスト管理(コストマネジメント)

施設有効活用の徹底

教育研究の進展に柔軟かつ機動的に対応するためには、施設の有効活用が不可欠である。
このため、学内においてスペースの使用状況を把握するとともに、不均一な狭隘化の解消、ムダ、ムリ、ムラのない効果的な活用の徹底、かつ教育研究の変化に対し弾力的な再配分を行う明確なルールを規定する必要がある。

6) 静岡大学における教育研究施設の有効活用に関する要項

静岡大学の施設の共同利用スペースに関する要項

役 員 会 決 定 平成25年3月27日
施設・環境マネジメント委員会審議了 平成24年9月26日

(目的)

第1条 この要項は、静岡大学（以下「本学」という。）の学部等が保有するスペースのうち共同利用スペースの適切な管理運営及び有効活用を目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学部等 各学部（附属学校は除く。）、創造科学技術大学院、大学院法務研究科、電子工学研究所及び大学教育センターをいう。
- (2) スペース 建物に設けられた研究室、実験室、講義室、会議室等の区域（設備室を除く）をいう。
- (3) 学部等保有スペース 学部等の保有する面積をいう。
- (4) 学部等管理スペース 学部等の管理する面積をいう。
- (5) 全学共同利用スペース 別表第1に掲げる、学部等保有スペースのうち、学部等の枠を超えて全学的見地から競争的または共通的に活用する面積をいう。
- (6) 学部等共同利用スペース 別表第1に掲げる、学部等保有スペースのうち、当該学部等の構成員が競争的または共通的に使用する面積をいう。

(審議機関)

第3条 共同利用スペースの管理運営及び有効活用に関する事項は、全学共同利用スペースについては、施設・環境マネジメント委員会の審議を経て学長が決定するものとし、学部等共同利用スペースについては、学部等の長が決定するものとする。

2 全学共同利用スペースと学部等共同利用スペースの割合については、施設・環境マネジメント委員会と当該学部等の長による協議を行い、学長が決定するものとする。

(学部等の長の責務)

第4条 学部等の長は、当該学部等管理スペースについて、適正に管理運営を図るものとする。

2 学部等の長は、施設の新営または大規模改修を行う場合は、当該学部等保有スペースのうち別表第2に掲げる教員配分面積の20%を全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースとして確保する。

ただし、施設の新営または大規模改修を行っていない学部等においては、既存の学部等保有スペースの中から全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースを確保するよう努める。

(全学共同利用スペースの管理運営)

第5条 全学共同利用スペースの管理運営に関する事項のうち、場所や使用者の選定及び使用を認める期間の決定は、施設・環境マネジメント委員会の審議を経て理事（総務・財務・施設担当）が行い、その他必要な取扱いを別に定めるものとする。

(学部等共同利用スペースの管理運営)

第6条 学部等共同利用スペースの管理運営は、学部等の長が行い、使用者の選定、使用を認める期間及びその他必要な取扱いを定め、施設・環境マネジメント委員会の下承を得なければならない。

2 学部等の長は、年度初めに学部等共同利用スペースの使用者・使用期間・使用目的等運営計画を立て、施設・環境マネジメント委員会に報告しなければならない。

(スペースの再編)

第7条 学長は、理事（総務・財務・施設担当）及び学部等の長に対し、スペース再編計画の作成を指示することができる。

2 前項の指示を受けた理事（総務・財務・施設担当）及び学部等の長は、スペース再編計画を作成し、学長に提出しなければならない。

3 学長は、スペース再編計画を基に、スペース再編を指示するものとする。

(使用料)

第8条 全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースを利用する者には、別に定める使用料を徴収することができる。

(事務)

第9条 全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースの有効活用に関する事務は、関係学部等の協力を得て、財務施設部施設課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から実施する。

2 静岡大学における教育研究施設の有効活用に関する指針（平成17年1月4日制定）は、廃止する。

全学共同利用スペース及び学部等共同利用スペースの分類

別表第1

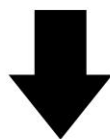
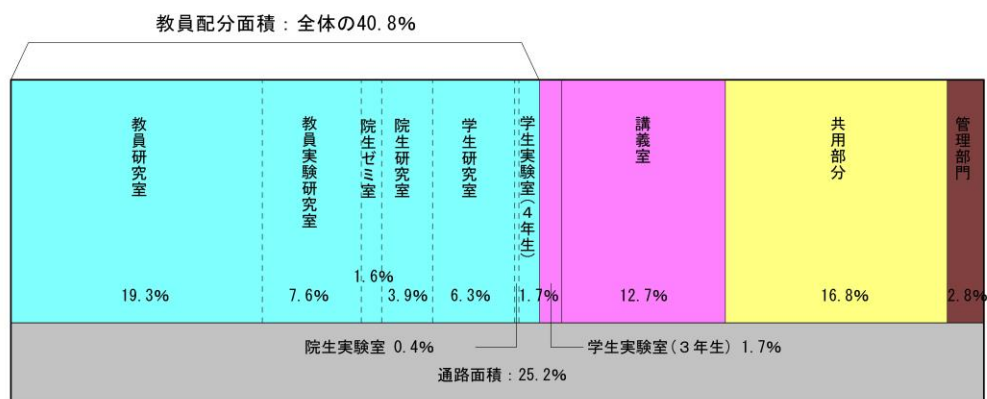
大分類	小分類	小 分 類 の 定 義	全学共同利用スペース	学部等共同利用スペース
a 教育関係 諸 室	1 講義室	講義に使用する室	—	—
	2 演習室	演習形式の授業に使用する室	—	—
	3 実習室	製図、工作等の実習（正課の授業）に使用する室	—	—
	4 学生実験室	学生実験（正課の授業）に使用する室（準備室も含む）	—	—
	5 大学院生専用研究室	主として大学院生が研究のために使用している室（学部4年次生等が同居している場合も含む）	—	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	6 学生情報端末室	学生が自由にアクセスできる端末室	指針等で全学共同利用であることが示され、かつ、複数学部に対し、使用機会が均等に与えられている室	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	7 図書室又は資料室	学生のための図書室又は資料室	—	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	8 談話室	学生の談話、リフレッシュのための室又はスペース	—	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	9 その他	上記に含まれない学生用の室又はスペース	指針等で全学共同利用であることが示されている室	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
b 研究関係 諸 室	1 研究室	教員が専ら研究に用いる室	—	—
	2 実験室	教員が自ら又は学生と共に実験をするために用いる室（機械室、暗室等附属の室も含む）	—	—
	3 資料室又は図書室	教員のための資料室又は図書室	指針等で全学共同利用であることが示されている室	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	4 計算機室	教員が単独又は複数で用いる計算機室・共通機器室	指針等で全学共同利用であることが示されている室	指針等で学部等共同利用であることが示されている室
	5 その他	プロジェクトスペース・若手研究者（デニュアトラック）スペース	指針等で全学共同利用であることが示され、かつ、複数学部に対し、使用機会が均等に与えられている室	指針等で学部等共同利用であることが示され、かつ、学部等内に対し、使用機会が均等に与えられている室
c 管理運営 関係諸室	1 部局長等執務室	専ら部局長等としての執務を行う室	—	—
	2 事務室	学部、学科等の事務職員が執務を行う室	—	—
	3 電算室	事務電算処理を行う専用の室	—	—
	4 書類庫・倉庫	教育研究以外の用途で使用する書類庫・倉庫（就職情報資料室は大分類 a）	—	—
	5 会議室又は応接室	会議や応接室のために使用する室	指針等で全学共同利用であることが示され、かつ、複数学部に対し、使用機会が均等に与えられている室	—
	6 印刷室	印刷機、複写機及び裁断機等を設備し、印刷等に使用する室（主として教育研究用に使用するものを除く）	—	—
	7 その他	上記に含まれない学部学科等の管理運営のために使用する居室又はスペース（情報通信関係設備室、給湯室、用務員室等）	—	—
d 未使用室	現在使用していない室（倉庫以外の室で、使用しない実験機器・什器類を置いている室等も含む）		指針等で全学共同利用であることが示されている室	指針等で学部等共同利用であることが示されている室

※ いずれも、室名称・利用目的に沿って、正規に利用されている場合に限る。

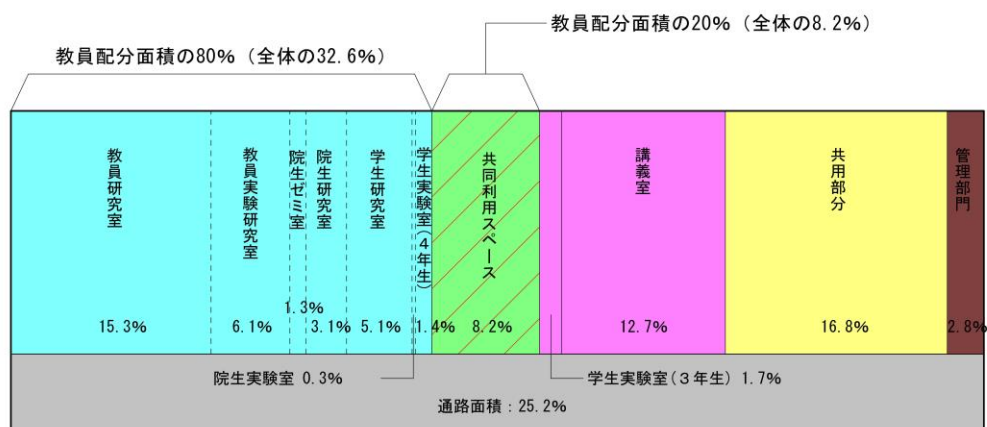
別表第2

人文社会科学部（人文社会科学研究科・法務研究科含む）の場合

共同利用スペース確保前

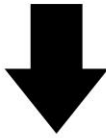
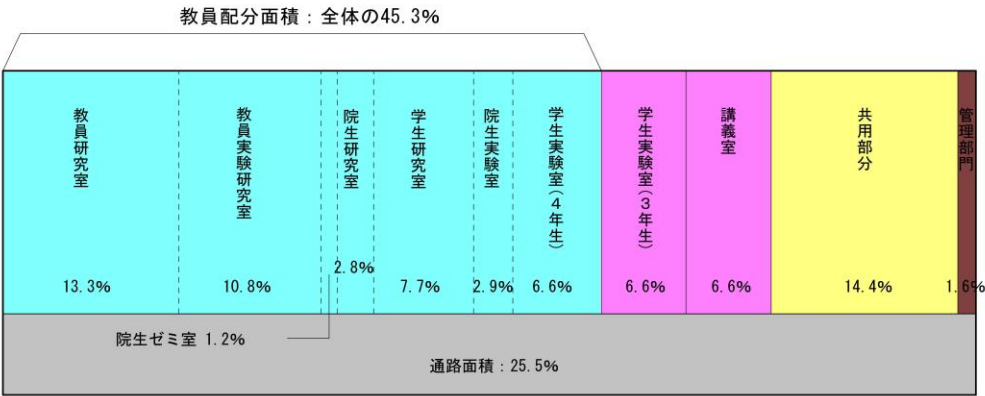


共同利用スペース確保後

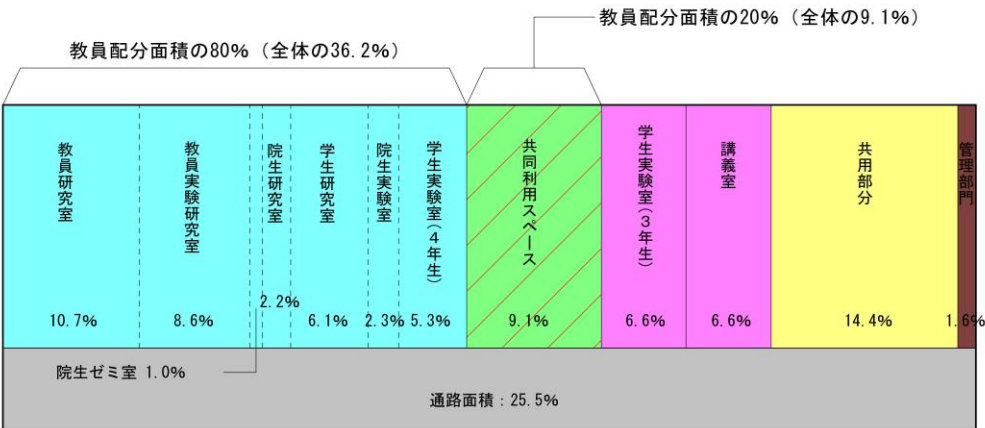


教育学部（教育学研究科含む）の場合

共同利用スペース確保前

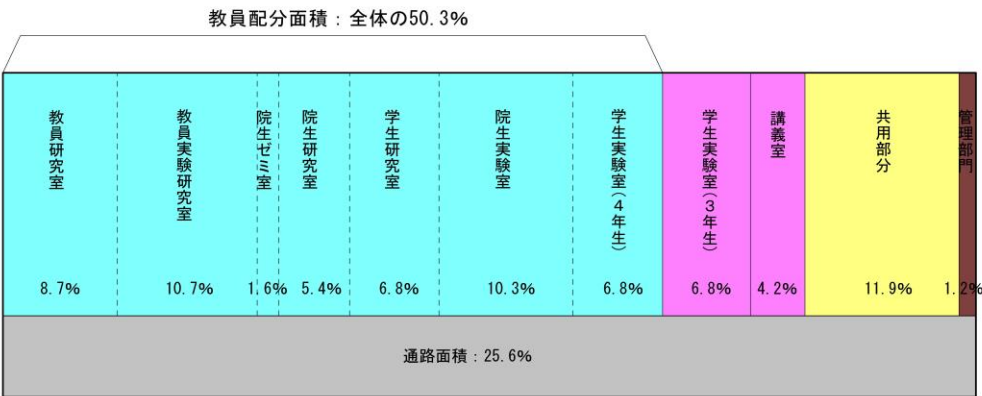


共同利用スペース確保後

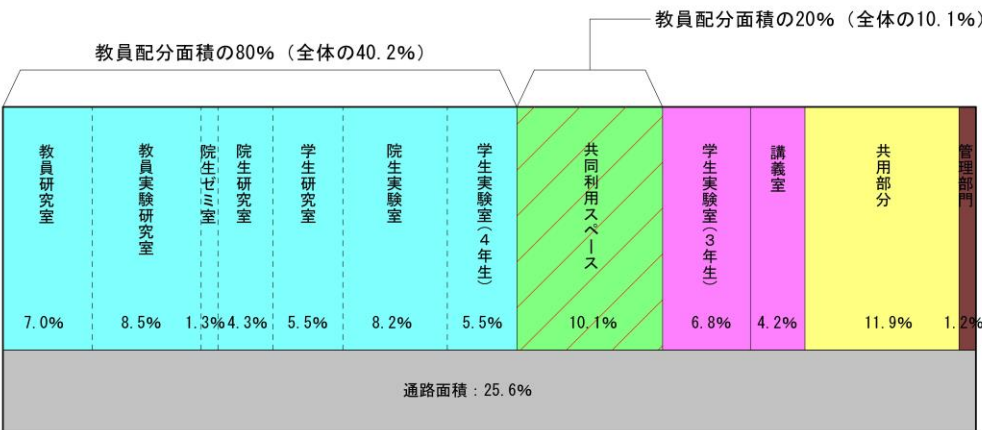


理学部（創造科学技術大学院専任教員含む）の場合

共同利用スペース確保前

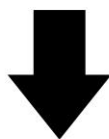
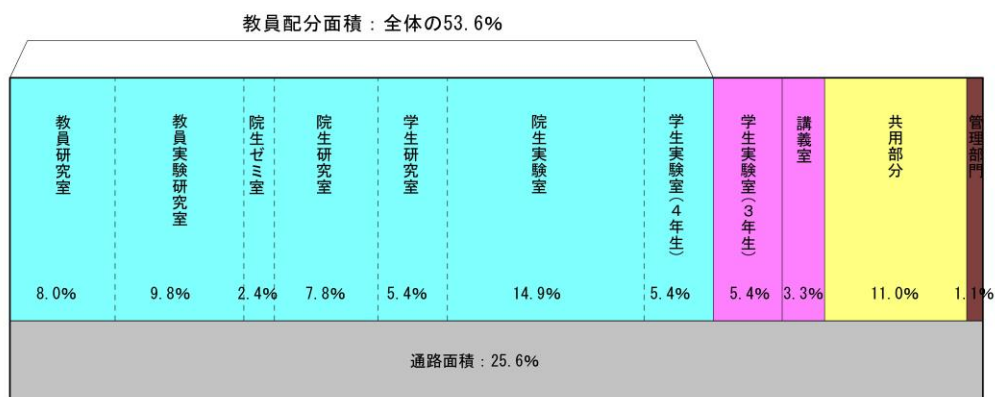


共同利用スペース確保後

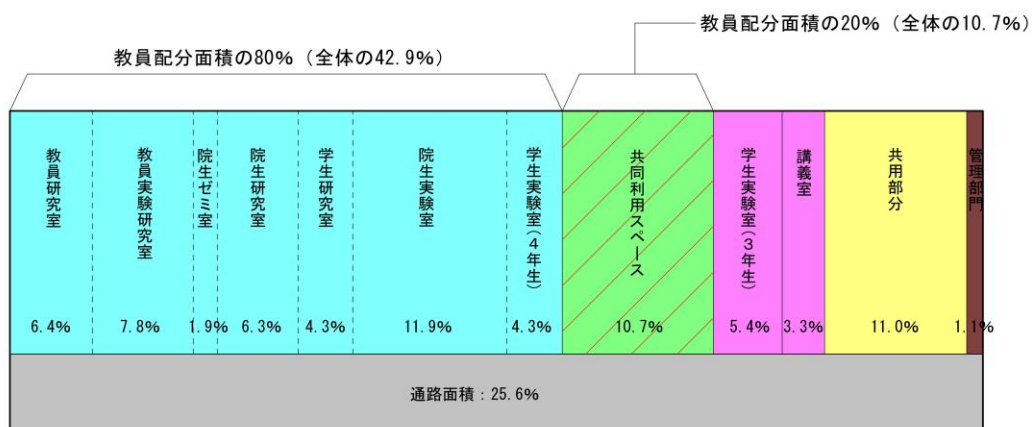


農学部（創造科学技術大学院専任教員含む）の場合

共同利用スペース確保前

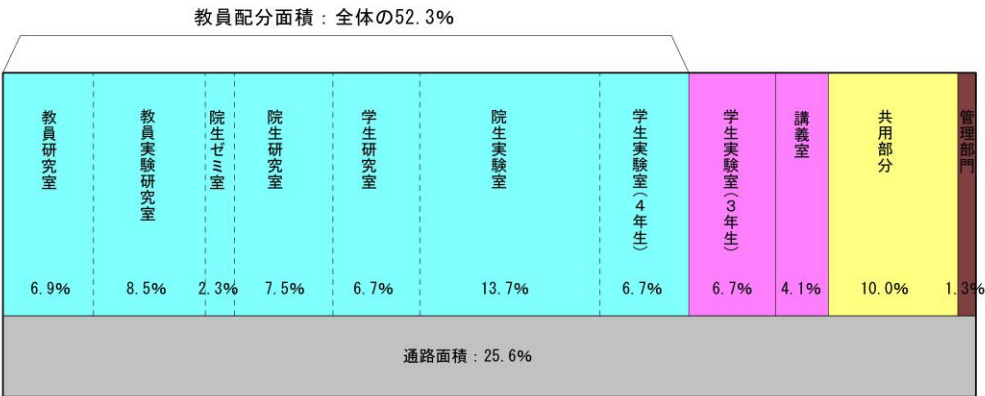


共同利用スペース確保後

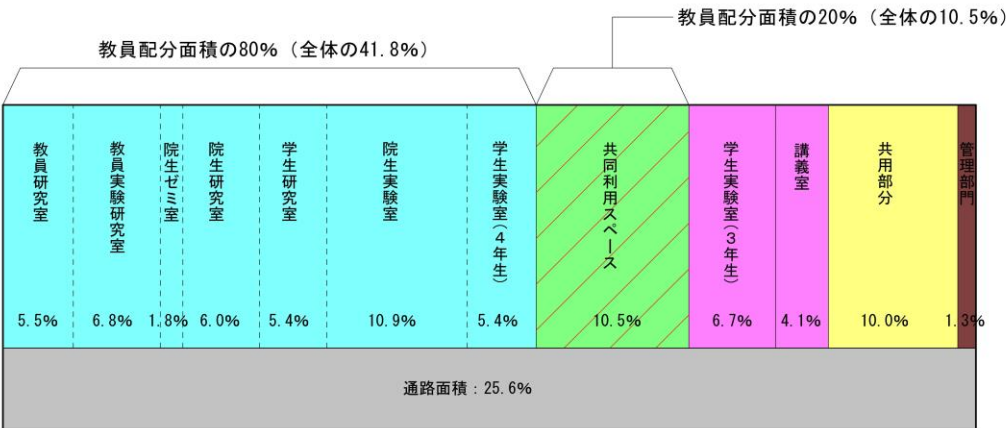


工学部（創造科学技術大学院専任教員含む）の場合

共同利用スペース確保前

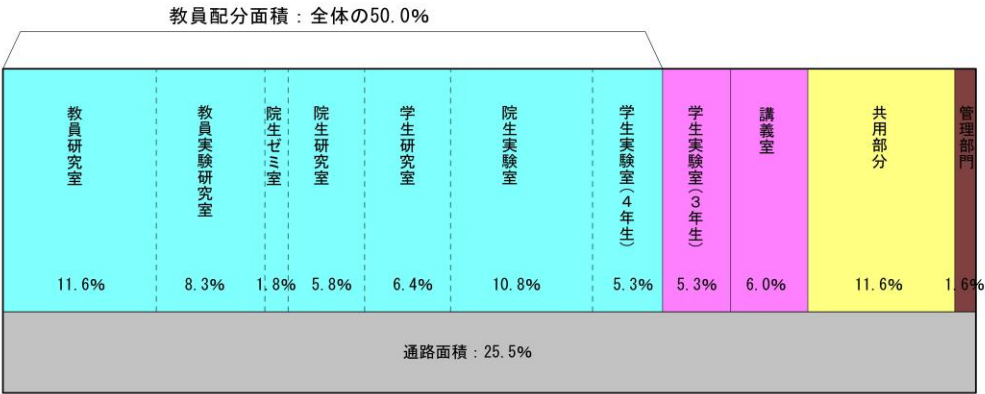


共同利用スペース確保後

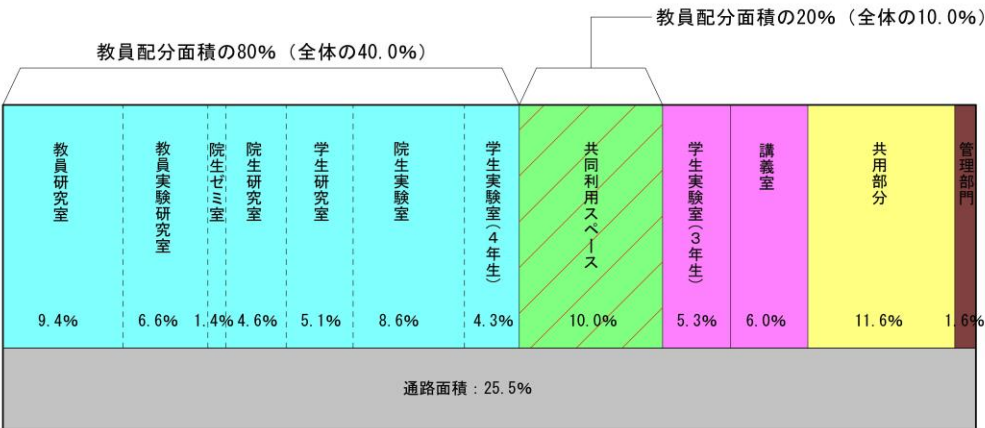


情報学部（創造科学技術大学院専任教員含む）の場合

共同利用スペース確保前



共同利用スペース確保後



静岡大学コストマネジメント基本方針

背景

知の拠点—大学の戦略的施設マネジメント

—施設マネジメントの基本的視点—

◆ 教育研究の発展を図る上でその諸活動と有機的な関連を持つ大学施設はその基盤となるものであり、その充実は不可欠である。

更に、大学自らが総合的・長期的な視点に立った「施設マネジメント」を導入し、新たな施設整備を進めることはもとより、大学が所有する既存施設を効率的に管理し有効活用を図ることが重要である。

◆ 教育研究活動の基盤となる適切な教育研究環境を構築するためには、施設の企画・計画、整備、管理を一体的に行い、長期的な視点から施設を確保・活用することを目的とする施設マネジメントの導入が必要であり、それをトップマネジメントの一環として、戦略的に行うことが重要である。

◆ 施設マネジメントの実施に係る基本的考え方

施設の質の管理(クオリティマネジメント)

施設の運用管理(スペースマネジメント)

施設に係るコスト管理(コストマネジメント)

コストマネジメントとは、クオリティ及びスペースの確保・活用に要する費用を管理し、大学経営の観点から、費用対効果の向上、資産価値の維持を図ることを言う。

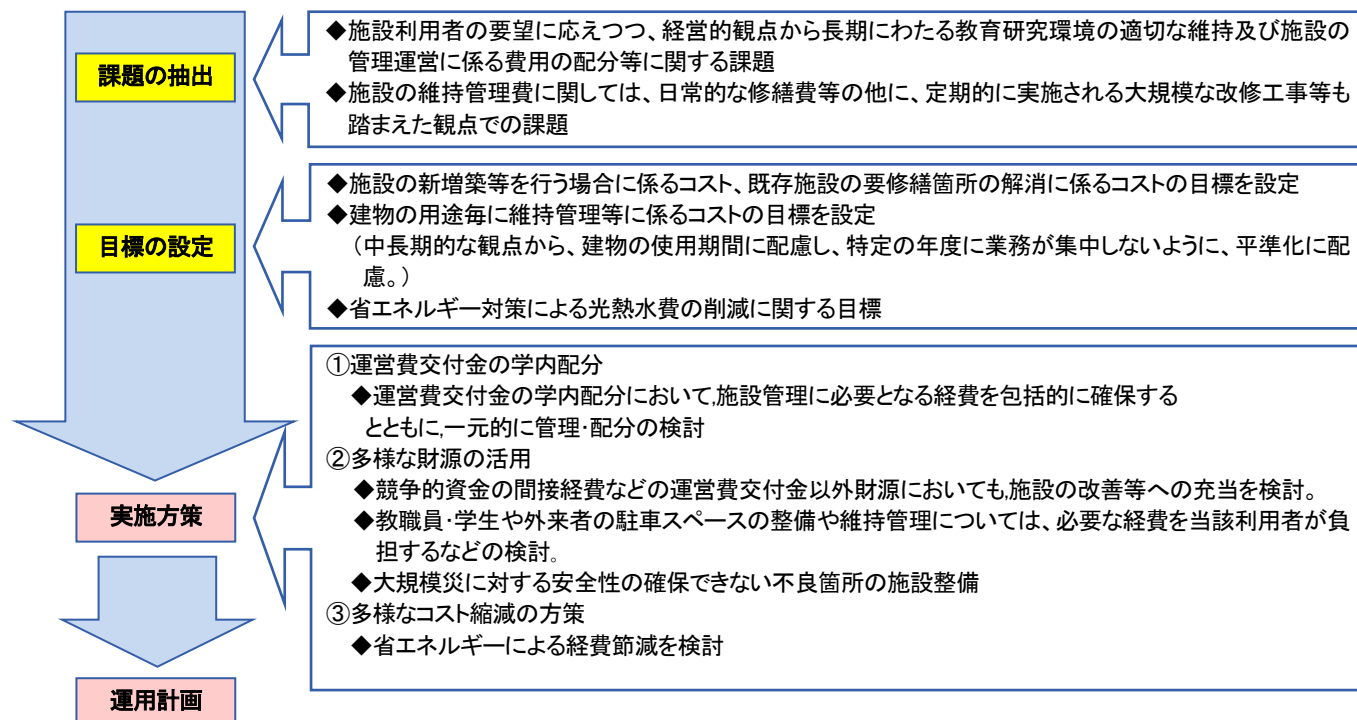
大学の理念及び教育研究方針に基づく今後の展開を図る上でその基盤となる施設は、教育機能、研究機能、生活機能を維持し、かつ高機能化を進めていかなければならない。

また、大学施設は十分な維持管理等が行われていなかったことから、相当量の要修繕箇所(負の遺産)が生じている。コストマネジメントを的確に実施していく上で下記の点について調査・把握して、コストマネジメントの実施方針を検討し、運用計画を作成することとする。

1. 今までの改修・修繕費、光熱水費、点検保守費、及び清掃費等管理運営費額の把握

2. 既存施設の要修繕箇所の解消のための改修・修繕に必要な額の把握

3. 中期目標・中期計画に実現に向けた整備のための改修・修繕に必要な額の把握

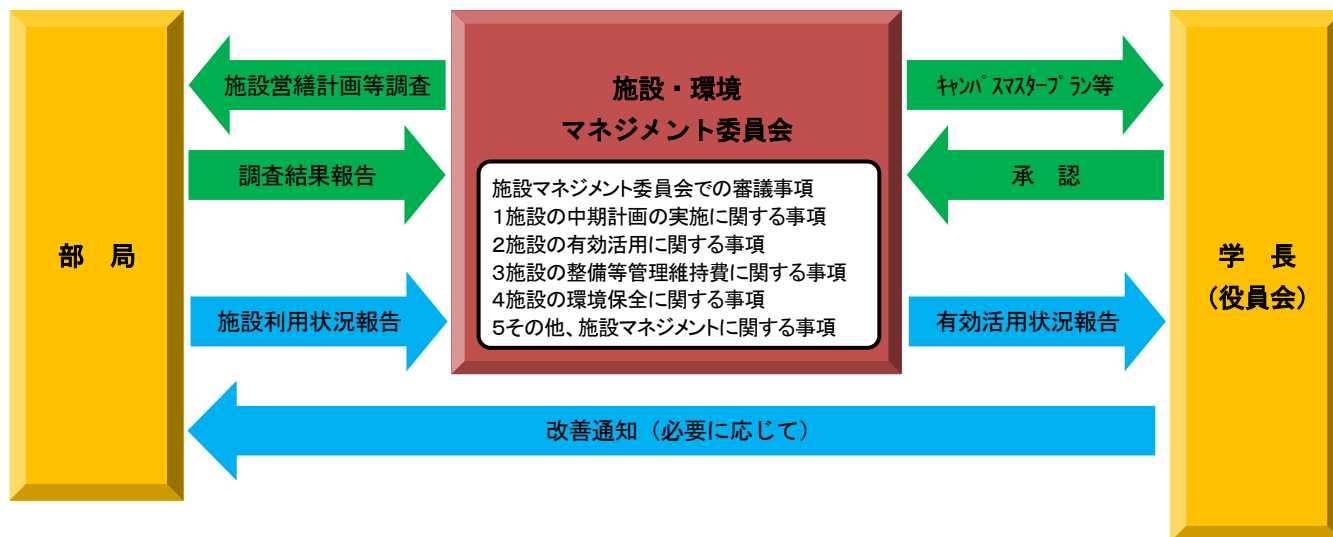


施設等維持管理経費、営繕費、文教施設費及びその他の経費を活用し、施設の修繕、改修・点検保守等を一体的に計画し、多様なコスト削減のもと、費用対効果の向上、資産価値の維持を図る。

8) 施設マネジメントの推進体制について

◆施設・環境マネジメント委員会を中心とした推進体制

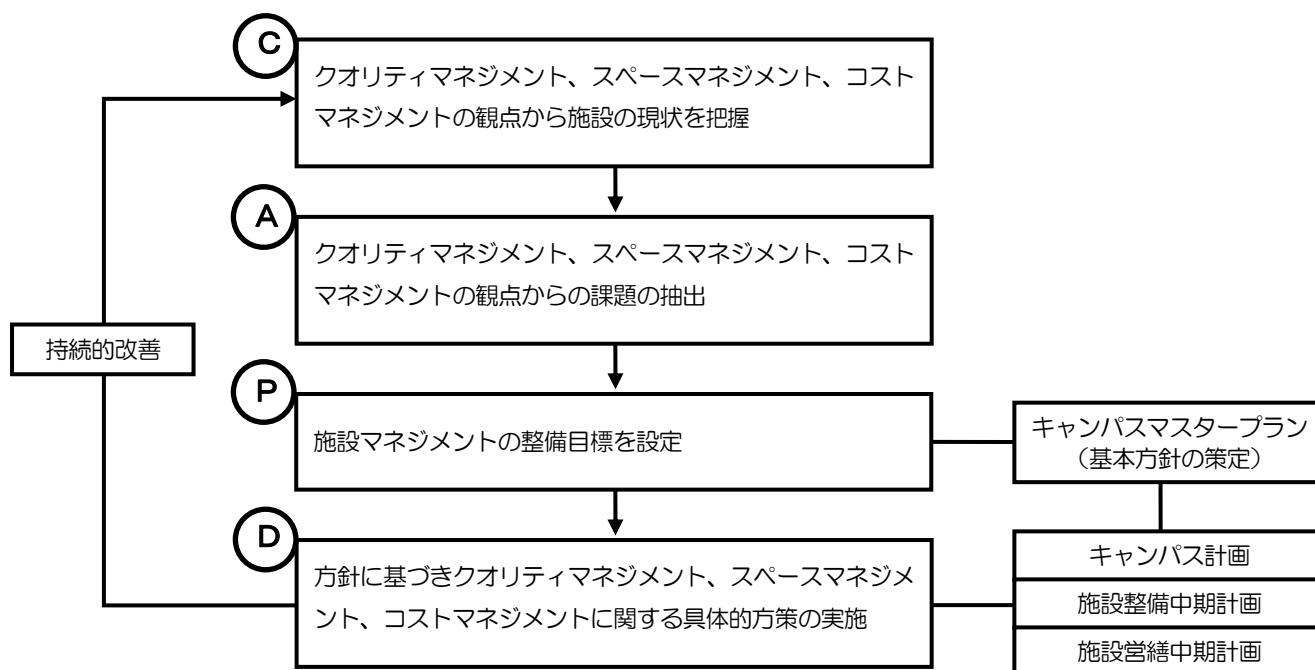
「施設」とは、建物、エネルギー幹線、情報通信システム、構内道路や植栽等の屋外施設、大型の実験機器等を含んだ大学における教育・研究活動の基盤となるキャンパス全体をいう。



9) 施設マネジメントの実施について

既存施設の現状を適切に把握し、取り組むべき課題を明確にするとともに、課題に対する施設マネジメントの整備目標を設定し、これを実現するためのキャンパスマスタープラン（基本方針・施設整備中期計画・施設営繕中期計画等）を作成し、具体的方策に取り組むことが重要である。

また、PDCAサイクルを行うことによる持続的改善を図ることが重要である。



10) 現状の把握

法人化前までの静岡大学は、対症療法的な施設の維持管理等が実施されてきたことから、相当量の要修繕箇所（負の資産）を抱えている状況にある。また、スペースについても教育・研究内容に応じた適正な配分がなされていない面があることや、大学院施設等の量的な不足から、一部の施設で狭隘化が生じている状況にある。

これらのことから、施設マネジメントを的確に実施するために、既存施設の現状や教育・研究活動の動向とともに教職員や学生などの施設利用者の要望を的確に反映する必要があることから、クオリティマネジメント、スペースマネジメント、コストマネジメントの観点から施設の現状を把握する。

11) 課題の抽出

■クオリティマネジメントの観点から

- ◆機能向上のために必要となる要修繕箇所の改善・解消に資する課題を抽出する。
- ◆教育・研究の展開を見据え、機能・美観・快適性などの質の向上について取り組むべき課題を抽出する。
- ◆生活機能の面から課題を抽出する。
- ◆屋外環境を含めた総合的なキャンパス環境の形成に関する課題を抽出する。

■スペースマネジメントの観点から

- ◆限られた施設を有効に活用するためには、学部等の枠を超えた全学的な利用や多目的な利用の推進等、施設の利用効率を踏まえたスペースの利用方法などの課題を抽出する。
- ◆既存施設の状況と学生や教職員等利用者の活動状況から、必要となるスペースや安全性等を維持するスペースの確保及び活用に関する課題を抽出する。
- ◆学生や研究者の学習やコミュニケーションあるいは課外活動を行うためのスペースや長時間大学に滞在するときに必要なスペースの確保及び活用に関する課題を抽出する。

■コストマネジメントの観点から

- ◆施設利用者の要望に応えつつ、経営的観点から長期にわたる教育研究環境の適切な維持及び施設の管理運営に係る費用の配分等に関する課題を抽出する。
- ◆施設の維持管理費に関しては、日常的な修繕費等の他に定期的に実施される大規模な改修工事等も踏まえた総合的なコストマネジメントの観点で課題を抽出する。

1 2) 施設目標の設定

施設マネジメントの整備目標を主体的に設定する必要があることから、施設に係る取り組むべき課題に対し、クオリティマネジメント、スペースマネジメント、コストマネジメントの観点から総合的に判断する。

■クオリティマネジメントの目標設定の考え方

1. 教育・学習施設としての機能の確保
 - ◆利用目的に応じて多様な活動支援機能の確保
(教育内容や教育方法に応じた機能＋変化に対応するための必要な機能)
2. 研究施設としての機能の確保
 - ◆利用者の利便性、実験材料や機材等の搬出入情報環境及びエネルギー供給等の観点から、研究内容に応じた適切な機能を確保する。
 - ◆機材の入替え動線等を確保することや、電気設備、情報通信設備及び給排水設備等における変化を見据えた柔軟性や拡張性について、基本的な考え方を設定する。
3. 生活機能の向上
 - ◆ユニバーサルデザインの一つとして計画的、段階的に導入する目標を定め、諸活動等を充実する食堂や交流の場などの用途に応じた機能を設定する。
4. 安全の確保
 - ◆実験室にあっては、その運用方針や化学物質の管理体制と整合した機能を確保する必要がある。
 - ◆外壁の落下や薬品棚の転倒などの施設に起因する事故を未然に防止する。
 - ◆災害や停電及び断水などにおいて、学外や教職員に対する安全性に係る事前対策及び事後の対応に関する考え方を明確にする。
 - ◆防犯機能の設定等、夜間の施設利用等における防犯対策を行う。
5. 環境への配慮
 - ◆廃棄物の管理及び環境への負荷の低減に係る目標を定め持続的改善に取り組む。
 - ◆消費エネルギー削減、再生資源の活用などに関する目標の設定。

■スペースマネジメントの目標設定の考え方

数量的基準によるスペース再配分方針を大谷団地、城北団地について策定する。

1. 教育・学習スペースの確保・活用
 - ◆全学的に運用し稼働率の向上を図り、空いた講義室等を新たな教育活動に活用するなどスペースの有効活用を図る。
 - ◆学生の自主的な学習等の諸活動に活用するためには、講義室等の空き時間や夜間の活用など施設の多様な運用方法の検討。
2. 研究のためのスペースの確保・活用
 - ◆研究内容の変化に速やかに対応するため、学部等の枠を超えて利用できる共用スペースを確保することが重要であり、共用スペースとその他のスペースとの構成比率等を検討する。
 - ◆施設の有効活用や安全性の観点から、研究活動の内容に応じて、研究スペースの共同利用を図るとともに同種の実験室の集約化等を検討する。
3. 生活の場のためのスペースの確保・活用
 - ◆既存施設の再配分については、キャンパスに長期時間滞在する学生や教職員の生活を支援するためのスペースを考慮する。

■コストマネジメントの目標設定の考え方

- ◆施設の新増築等を行う場合に係るコスト、既存施設の要修繕箇所の解消に係るコストの目標を設定する。
- ◆建物の用途毎に維持管理等に係るコストの目標を設定する。その際、中長期的な観点から建物の使用期間に配慮し、特定の年度に改修・修繕及び保守等の業務が集中しないように平準化に配慮する。
- ◆省エネルギー対策による光熱水費の削減に関する目標を定める。

1 3) 実施方針の策定

教育研究活動に必要な施設の提供という視点から、施設マネジメントを実施する上で本学の実状に即した施設水準目標の基本方針を基に必要となる実施方針をトップマネジメントとして策定する。

■実施方針の考え方

1. クオリティマネジメントの実施方策

- ◆施設標準仕様を作成することにより、大学としてのグレードを平準化し過大・過少にならないよう必要不可欠な範囲で機能確保に努める。

①施設の機能の維持・向上

- 研究室・実験室は、研究・実験内容の変化に対応できるよう、流動化を前提とした整備を行う。
- 情報関連スペースは、情報化に対応する柔軟性の向上のための二重床の設置など高機能化を進める。
- ハートビル法に準拠した努力目標を定めユニバーサルデザインを導入する。

②安全の確保

- 「東海地震＋東南海地震」の地震対策強化地域であることから、大規模地震・災害に対する施設設備の安全性能・防災機能を確認し、建物耐震性の確保、設備や実験機器・薬品棚等の安全対策を講じるとともに、非常用電源の確保などの対応策を行う。
- 実験室については、使用する化学物質に適合する安全衛生対策について確認する必要がある。
- 夜間使用時等の施設の防犯対策（鍵、照明、カメラ）を適切に対応する。

③環境への配慮

- エネルギーの効率的使用を図るとともに、省エネルギー機器の採用などのエネルギー使用の合理化を技術的観点から検討し、省エネルギーに対する取り組みを推進することが必要である。
- 施設の管理運営に当たっては、環境物品等の調達を推進する。

2. スペースマネジメントの実施方策

- ◆大学施設のスペースガイドラインを策定し、施設は大学全体の共有財産であることを認識するとともに、施設の弾力的運用を行うための事項を定めることとする。

①施設の確保

- 施設整備を行う上で、同種用途の室や同様の機能を有する室の集約化を検討する。
- キャンパスの快適性の向上や施設利用者の利便性を考慮し、総合研究棟や図書館等に福利厚生施設を併設した複合施設を計画することも有効である。
- 研究活動の変化に速やかに対応するために、全学共同利用スペース・部局共同利用スペースを確保することも重要である。

②施設の運用

- 全学的に施設の利用状況を把握し、教育・研究活動に対応して、適切に利用状況の評価・改善を行うため、施設管理情報システムを活用することは有効である。
- 研究者や大学院学生等の施設の利用状況に応じて、使用する机を特定せずに共用して利用する方法（フリーアドレス制）を検討することも有効である。

③学外施設の活用

- 時限付きの研究などの使用期間が限られた活動のための施設や学外に向けて行う活動のための施設については、必要に応じて学外の施設の活用を検討することも有効である。

3. コストマネジメントの実施方策

- ◆クオリティ及びスペースの確保、活用に要する費用を管理し大学経営の観点から費用対効果の向上、資産価値の維持を図ることとする。

①運営費交付金の学内配分

- 使途を特定されない渡し切りの経費となる運営費交付金の学内配分において、施設管理に必要となる経費を包括的に確保するとともに、一元的に管理・配分することが必要である。

②多様な財源の活用

- 競争的資金の間接経費や寄付金などの運営費交付金以外財源においても、施設の改善等への充当を検討することが重要である。
- 教職員、学生や外来者の駐車スペースの整備や維持管理については、必要な経費を当該利用者が負担することなどの検討も行う。

③適切な施設規模等の設定

- 施設のグレードが過大になることや非効率なスペースが生じないように費用対効果の観点から、施設の建設及び維持管理に係るコストの分析が必要である。

④多様なコスト削減の方策

- 省エネルギーによる経費節減を図る。
- 外部委託することにより、大学運営にとって経費節減となる事項があるか検討する。

1 4) 施設に係る情報管理

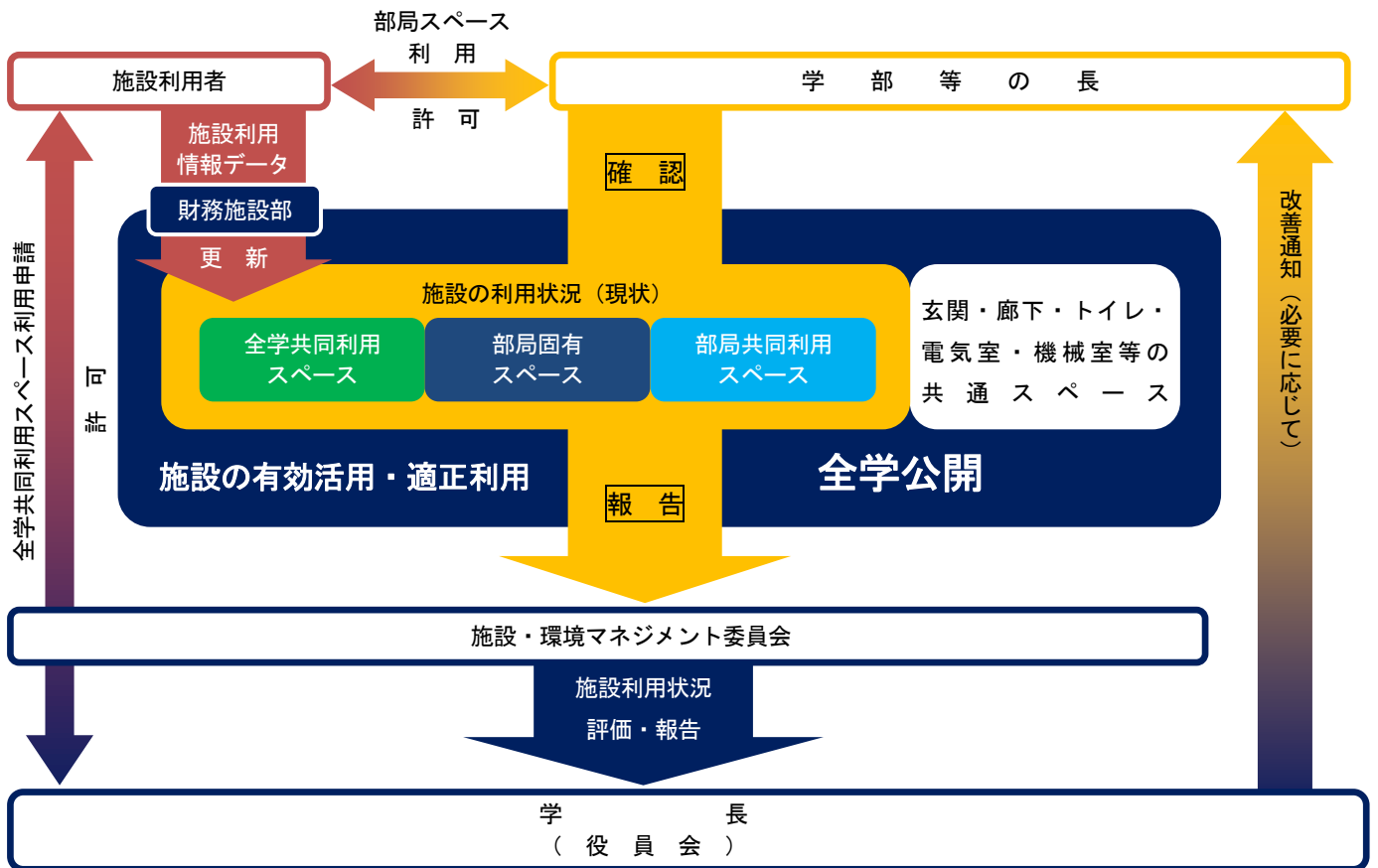
施設マネジメントを効果的・効率的に実施するには、トップマネジメントによる全学的な実施体制の構築が不可欠であり、土地・建物に関する基礎的な情報の他に、各建物の改修・修繕の履歴、用途毎の面積と利用状況、実験機器及び備品等並びに施設に係るコストなどについて、情報の透明性を図る必要があることから、施設利用情報・評価システムを導入する。

このシステムを構築することにより、施設利用状況データを活用した施設の建設、改修、再編、研究室の引越し等の施設整備計画に関する立案・合意形成、合理的な施設利用の計画立案と意思決定に関する計画プロセスの公平性を確保することが可能となる。

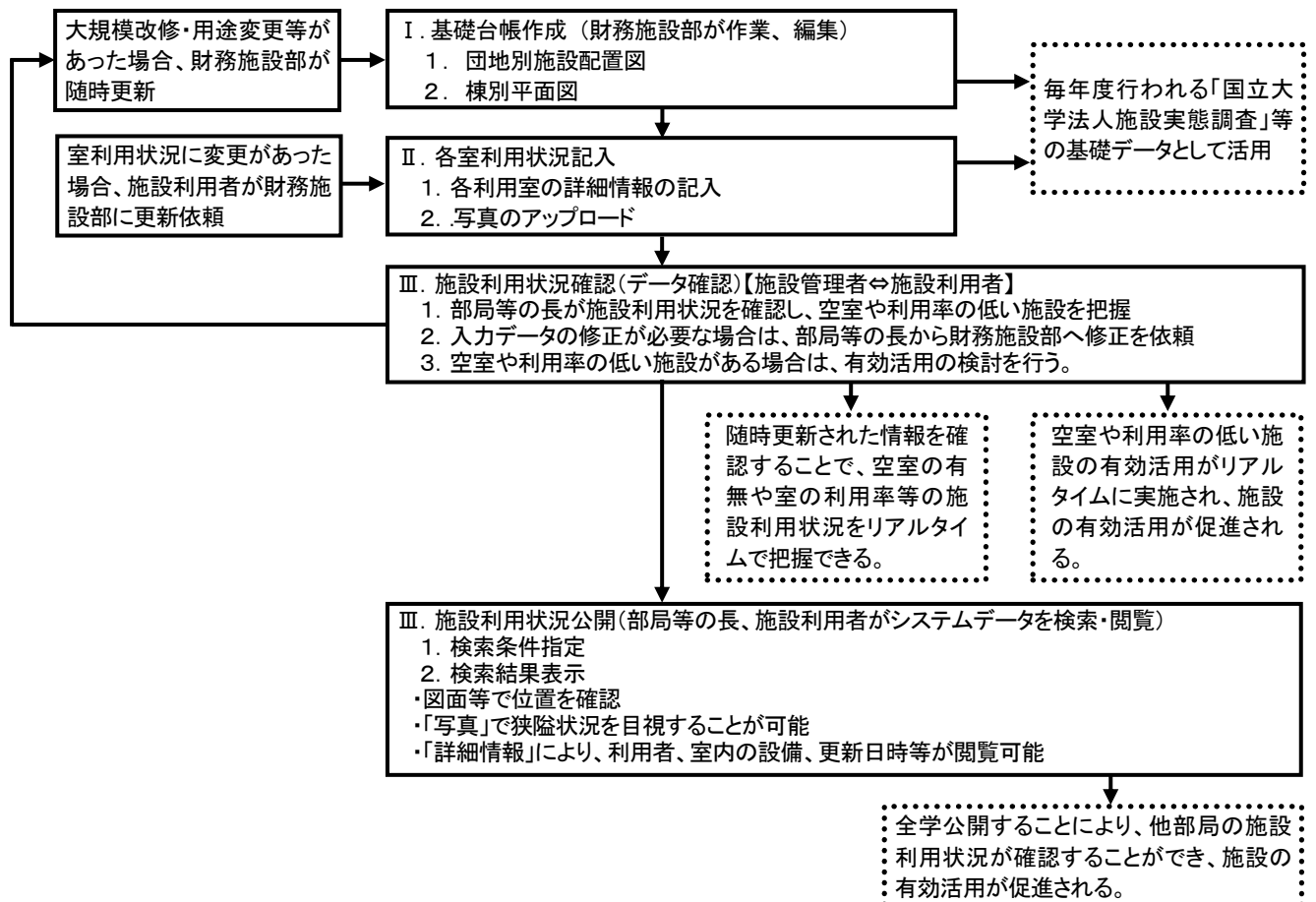
また、施設利用状況をリアルタイムで把握することができ、学部等の長と施設利用者の情報の伝達・共有が迅速に行われることにより、教育・研究スペースの弾力的・流動的活用を図る。

このシステムを利用することにより、研究室、実験室等の利用状況（施設利用情報）を学部等の長が把握できるとともに、スペースの状態評価を利用者の視点で部局等の長に直接アピールできる。また、構築された情報を全学に向けて公開できる。

施設利用情報・評価システム 概念図



■施設管理基本システム



■期待する効果

- ◆全学的観点からスペース利用状況が把握でき、施設は大学全体の共通財産であるという意識が生まれる。
- ◆施設の有効活用に資するスペース再編の基礎データとして活用できる。
- ◆将来的には「光熱水費、維持管理費の自益者負担制」を導入し、ムダを省く意識、スペースの有効活用の推進、省エネルギー対策にも寄与することができる。

1 5) 施設利用者への啓発

施設は「大学全体の共有財産」であり、特定の組織や個人のものではないという認識を広めるため、啓発活動を行う。

これまで施設利用者に「大学の財産である施設を大切に利用する」という意識が希薄であるために適切な使い方や修理・保守がなされず一層傷みが早くなるという事例が見受けられる。このため、施設を良好な状態に保つ修繕やメンテナンスについて、教職員・学生に意識を浸透させる必要がある。

施設利用者と施設との関わりについての認識を広める観点からも、前述のとおり施設情報の透明性を図るための施設利用情報・評価システムの導入の取り組みは重要と考える。

また、大学施設についても多くの興味と知識を持ってもらうための方策として施設課ホームページの活用等により情報収集も容易に取り入れる環境構築も必要である。

1 6) 管理運営コスト等の情報公開

光熱水費に関して、学部学科単位あるいは施設利用者毎の使用量を静岡大学ホームページの学内情報に公表することにより、省エネルギーへの理解と協力を得ることとする。

このことは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以降「省エネルギー法」という。）」に対応するためと大学運営経費の節減に向けて施設利用者への情報公開による現状の把握、省エネルギーへの取り組み推進を目的とする。

また、大学施設の維持管理に要する費用についても静岡大学ホームページの学内情報に公表し、本学の資産を計画的に維持する取組みに対する理解を得る。

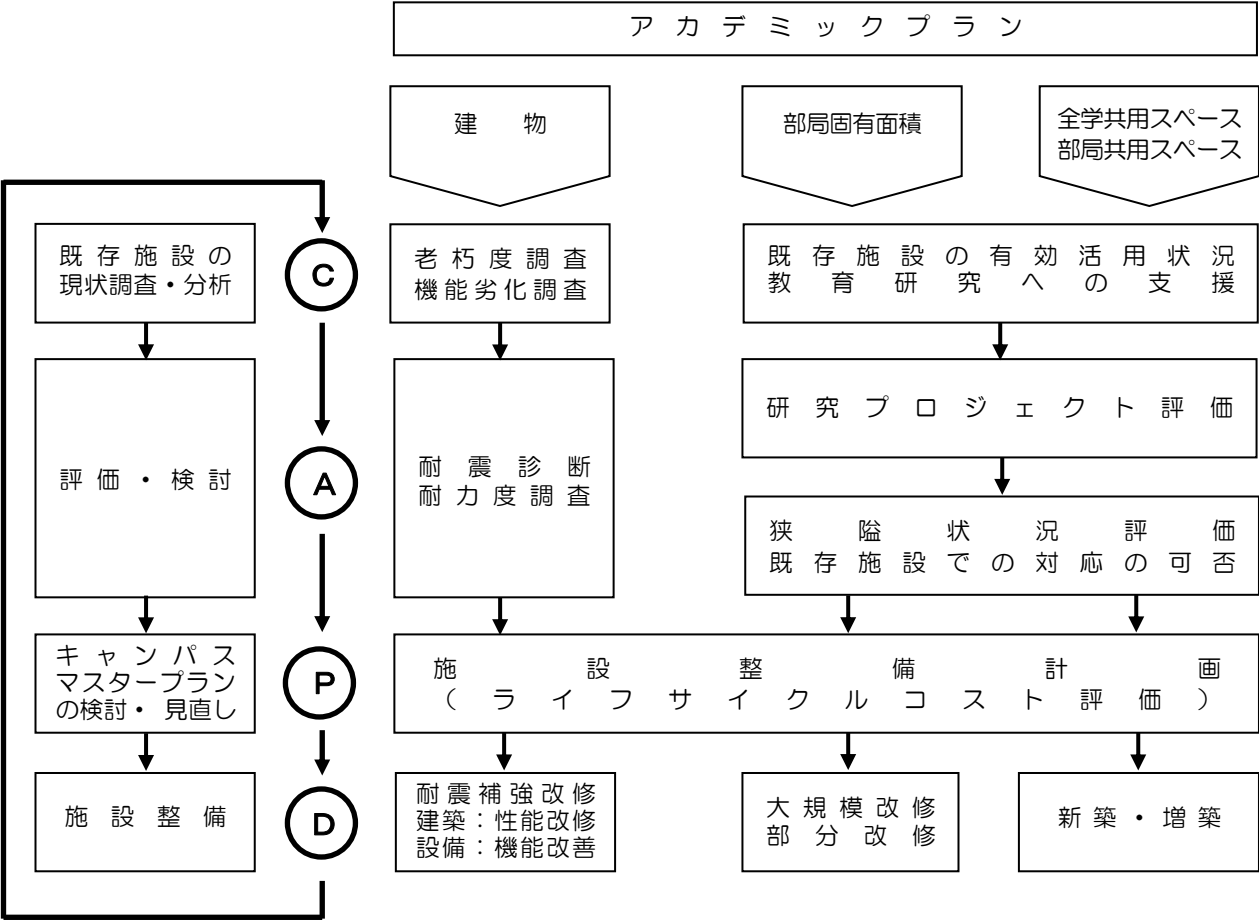
2-1-2 施設整備計画について

「施設整備計画」とは、施設整備の現状と課題を把握し、アカデミックプランに基づいた施設運用・有効活用を行うための企画立案をいう。すなわち、長期的な目標及び中期目標・中期計画に施設の整備及び管理に関する目標を盛り込み、これを実施するための「キャンパスマスタープラン」を策定することをいう。

1) 施設整備中期計画について

「施設整備中期計画」とは、中期目標・中期計画期間中における施設の新增改築、大規模改修やキャンパス全体整備の工事実施計画をいう。

計画策定には、既存施設の有効活用状況、アカデミックプラン、最先端研究・プロジェクト研究の活性化状況及び施設の老朽・狭隘化などを総合的に判断し、決定するものとする。



2) 施設営繕中期計画について

「施設営繕中期計画」とは、既存施設を安心安全で良好な教育研究環境及び宿舍環境として維持し、質の向上を図るための中長期にわたる改修・修繕に関する年次計画をいう。

計画策定には、施設・設備の耐用年数やコスト等を考慮した上で、施設の修繕・改修等の業務が特定の年度に集中しないよう平準化を図るとともに、今後の大規模改修等の計画と共に修繕計画建物の有効性を十分に配慮し、決定するものとする。

■主な負の蓄積解消改善事業

◆基幹整備

- ① 水道施設：静岡キャンパスの給水設備は井戸水を3箇所から汲み上げ、ろ過処理、滅菌の上、加圧送水している。しかし、1号井戸の劣化により安定供給が出来ない恐れがあるため、1号井戸給水システムの改善が必要である。
- ② 受電施設：各団地の受電施設は電気エネルギーの源であり、経年30年以上経過している設備も存在しており、保守部品も生産中止となっており、故障時の対応が困難な状態である。安定した電力供給、安全性の確保のため更新が必要である。また、建物毎に設置してある電気室内の老朽化対策については、老朽建物の大型改修時まで、部品更新で対応し投資効果を持続しながら維持管理をする。
- ③ 各所外灯の改善：静岡キャンパス及び浜松キャンパスにおける夜間の安全性確保は急務であり、省エネルギー効果も大きいことから、外灯の改善を図る。
- ④ 通信設備（電話交換機）の改善：静岡小学校、藤枝フィールド農場、浜松小学校の電話交換機は老朽化が著しく、修理・増設等の保守部品はすでに生産中止されており、故障に対する維持保全に苦慮している。また、空き回線不足による新規回線にも苦慮しており、教育研究に支障を与えぬよう改善を図る。

◆消防用設備の改善整備

- ① 消火用送水施設の機能確保：消防の用に供する設備である屋内消火栓に導水するための送水ポンプが経年劣化による更新時期が過ぎており改善が必要である。
- ② 警報設備の機能確保：消防の用に供する設備である警報設備の内、火災報知設備の火災受信機更新、放送設備の防災アンプ更新が必要である。
- ③ 防災設備の保守：防火戸、シャッターは、有事の際に避難通路を確保するなど基本的機能を確保するため、保全業務として実施する。

◆建物外部からの漏水の改善整備

- ① 屋根防水等の改修：建物の基本機能である屋根防水は改修履歴、巡視点検による結果、経過年数、補修履歴等から総合的に判断し、事後改善とならぬよう予防保全を実施する。
- ② 外部建具等の改修：老朽化改善対象建物の外壁に設置してあるアルミ製建具は初期の性能のものが劣化し、気密性、水密性等の性能が満たされていなく、雨天時は居室に漏水しており苦情が多いことから、改善の必要がある。

■取組むべき整備事業

◆安全確保（大規模災害等に対する不良箇所の改善及び老朽化による不良箇所の改善）

- ① 外壁仕上材の経年劣化による落下防止改善：経年劣化による建物外壁の仕上材（タイル、モルタル材）がはがれ落ち、落下物による人身事故防止のための改善。
- ② 傾斜地面の地すべり等からの保護及び改善：傾斜地の法面保護ブロックの亀裂からの崩壊、安定勾配のない部分等の崩壊等災害防止のための改善
- ③ 実験室等の設備改善：特に老朽化した実験盤は露出型で接触による感電事故を引き起こす可能性が高く使用者の安全を確保する。
- ④ 避雷設備の改善：雷害による教育研究機材への障害を防止するため劣化破損した避雷設備の基本性能を確保する。
- ⑤ 搬送設備の改善：老朽化の著しい昇降設備は、維持管理が困難であり早急に改善の必要がある。

◆学生への支援整備

- ① 空調設備の改善・省エネルギー：適切な教育環境の保持として講義室等の空調整備を行うとともに、空調室外機のWマルチ型への省エネ対策も行う。
- ② 学生福利厚生施設の支援事業：学生寄宿舍、課外活動施設の老朽改善整備。
- ③ トイレ改善：建物の中で衛生環境の保持としてトイレの老朽改善整備。

◆バリアフリー対策

- ① ハートビル法に準じた整備：ユニバーサルデザインの導入に伴いバリアフリー基本方針を設定し、公的施設として社会的役割を果たす。

◆屋外環境整備

- ① コミュニティ広場の整備：学生動線と車・サービス動線との交差を避け、多くの学生等が交流できる空間を整備する。

■職員宿舎の維持保全事業

宿舎における計画的な維持管理整備の必要な項目事項については、財産管理部署と検討し取組むこととする。

- | | | |
|---|------|----|
| ① | 大谷宿舎 | 3棟 |
| ② | 小鹿宿舎 | 4棟 |
| ③ | 三保宿舎 | 1棟 |
| ④ | 広沢宿舎 | 2棟 |
| ⑤ | 藤枝宿舎 | 1棟 |

2-1-3 施設維持管理

施設全体を持続的に良好な環境に維持し運用するためには、施設の維持管理（修繕、点検保守、清掃、予防保全、劣化防止対策）が重要であり、施設は長期にわたる大学の財産であることを再認識して効果的な運営を行うことが必要である。

2-2 施設整備等基本方針

2-2-1 静岡大学 施設整備基本方針

1) 建物の基本的な設計仕様の考え方

■基本方針

キャンパスのランドスケープを踏まえ、キャンパス全体として調和するようなファザード・色調を基本とした設計を行うとともに、建物共通部分（エントランス・リフレッシュスペース・階段・廊下・便所等）及び研究居室は、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、統一した仕様を定める。

2) 建物の外部仕上げの考え方

■基本方針

キャンパスのランドスケープを踏まえたキャンパス全体の調和を考慮し、外部の仕上げ材及び色調（特に外壁・建具）を統一する。また、維持管理の容易さ、汚れにくく傷みにくい材料を選定し、ライフサイクルコストの低減を図る。

◆ 大谷団地について

大谷団地は、有度山を背景とした風致地区に指定されており、「静岡県風致地区条例」第6条にて「建築物にあつては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあつては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。」と規定されている。このことから、外部仕上げは周辺地域に調和していることが必須条件であり、キャンパス全体の調和を図っていく必要がある。

キャンパス移転初期の昭和40年代に建設された主要な建物は、共通教育校舎・理学部校舎・教育学部校舎・農学部校舎・附属図書館及び本部管理棟である。これら建物のファサードデザインは、柱型を強調、梁型と外壁を面落ちで統一し、外壁色は白（ライトグレー）を基調としている。その中でも、キャンパスの中心に位置する附属図書館はバルコニーを配した特徴的なデザインとしており、シンボリックな存在である。また、附属図書館と理学部B棟の1階外壁基壇部分には、グレー系の石張りが施されている。

その後の昭和55年頃に建設された人文学部（現人文社会科学部）校舎は、柱型、梁型及び外壁を面一に仕上げるファサードデザインとし、外壁色を茶系にしていることから、他学部校舎の建物外観とは異なっているため、キャンパス全体の調和が取れていない。大学会館は、福利厚生施設という学部校舎とは異なる存在であり、建物の利用形態もファザードデザインも外壁色も学部棟とは異なるため、ランドマークとしての存在感を重視して現状の茶系を基調としている。

平成14年に建設された総合研究棟は、東西面に設備バルコニーを配したファサードデザインとし、将来の研究内容の変化に柔軟に対応できるようにしている。また、建物の外壁色は、全体をアースカラーにまとめ、上層部分を淡いグレー系色、基壇部分は重厚感を持たせるため濃いグレー系色としている。

今後は、総合研究棟の外観色であるグレー系色及び将来の研究内容の変化に柔軟に対応できるようなファサードデザインを基本とし、キャンパス全体の調和を図っていくこととする。また、屋上防水は上空からの景観を統一するためライトグレーとする。



総合研究棟



附属図書館



理学部A棟



大学会館

B. 城北団地について

城北団地は、法的規制等がないが、これまでもキャンパス全体の調和がとれるよう新営・改修を計画し、整備してきている。これまで整備してきた建物の外壁色は、全体をアースカラーにまとめ、上層部分を淡いグレー色、基壇部分は重厚感を持たせるため濃い茶系色としている。ファサードデザインは、工学部校舎と情報学部校舎では異なるデザインとなっているが、いずれも建物正面にカーテンウォールを配している。

附属図書館・佐鳴会館等は、大学図書館・福利厚生施設という学部校舎とは異なる存在であり、建物の利用形態やファサードデザイン、外壁色も学部校舎とは異なるため、シンボリックな建物として白・グレー系を基調としている。

今後は、グレー系色を基本的な色調とし、これまでのファサードデザインを踏襲することにより、キャンパス全体の調和を図っていくこととする。また、屋上防水は上空からの景観を統一するためライトグレーとする。



工学部1号館・総合研究棟



附属図書館分館・学生支援棟

3) 建物の内部仕上げの考え方

■基本方針

エントランス・リフレッシュスペース・階段・廊下・便所等の共通部分は、建物内部の「顔」となるため、統一的な標準仕上げ材料及び色を定める。また、教官室・実験室・研究室・講義室・設備室等の主要室は、基本的仕上げ材料及び色を定める。ただし、特殊な実験・研究内容の場合は、内容に応じた仕上げとする。いずれも、ライフサイクルコストを考え、維持管理の容易さ、汚れにくく傷みにくい材料を選定する。

◆ 内部仕上げ材料

室	部 位	仕上げ材料	工法・寸法	色・表面処理
教員室	床	ビニル床シート	厚2.0 無地	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	内装薄塗材E	凹凸模様	白系
	天井	化粧石膏ボード	厚9.5	白系
	建具	鋼製軽量＋塗装(額入り)	SOP	一部に学部等カラー
研究室	床	ビニル床シート	厚2.0 無地	
		耐薬品性ビニル床シート	厚2.0 無地	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	内装薄塗材E	凹凸模様	白系
	天井	化粧石膏ボード	厚9.5	白系
	建具(扉)	鋼製軽量＋塗装(額入り)	SOP	一部に学部等カラー
実験室	床	ビニル床シート	厚2.0 無地	
		耐薬品性ビニル床シート	厚2.0 無地	
		合成樹脂塗床	エポキシ系	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	内装薄塗材E	凹凸模様	白系
	天井	直天井又は化粧せっこうボード		
講義室	床	タイルカーペット	厚6.5	
		ビニル床シート	厚2.0無地	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	内装薄塗材E	凹凸模様	白系
	天井	ロックウール化粧吸音板	厚9.0+PB9.5	白系
	建具(扉)	鋼製軽量＋塗装(額入り)	SOP	一部に学部等カラー
便所	床	ビニル床シート	厚2.0ノンワックス仕様	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	化粧ケイカル板	耐水仕様	
	天井	ロックウール化粧吸音板	厚9.0+PB9.5	
	建具(PS)	鋼製軽量又は鋼製	SOP	
	トイレブース	メラミン樹脂塗料焼付け		
	洗面器	個別式		
	面台・手すり	ステンレス製		
設備室	床	合成樹脂塗床	エポキシ系	グレー系
	幅木	合成樹脂塗床	エポキシ系	グレー系
	内壁	成形グラスウール又は素地のまま		
	天井	成形グラスウール		
	建具(扉)	鋼製＋塗装	SOP	
廊下	床	ビニル床シート	厚2.0ノンワックス仕様	
	幅木	ビニル幅木	H=60	
	内壁	内装薄塗材E	凹凸模様	白系
	天井	化粧石膏ボード	厚9.5	白系
その他	サイン(総合・各階案内図)	基盤:鋼板 名称部分:アルミ型材	シルク印刷	名称部分は脱着式
	サイン(ピクトサイン)	アクリル板	シルク印刷	統一的なデザイン

4) 建物の構造体の考え方

■下記の指針・規準等を準拠し、設計する。

◆新営の場合

指 針 ・ 規 準 等	監 修 等	構 造 種 別		
		S	RC	SRC
建築基準法・施行令・告示等		○	○	○
建築物の構造規定	日本建築センター	○	○	○
学校建築構造設計指針・同解説	文教施設整備技術研究会	○	○	○
静岡県建築構造設計指針・同解説	静岡県都市住宅部建築課	○	○	○
建築基礎構造設計指針	日本建築学会	○	○	○
鋼構造設計規準	日本建築学会	○		
鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会		○	
鉄筋鉄骨コンクリート構造計算規準・同解説	日本建築学会			○

◆耐震改修・耐震診断の場合

指 針 ・ 規 準 等	監 修 等	構 造 種 別		
		S	RC	SRC
特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針	建設省告示第 2089 号	○	○	○
屋内運動場等の耐震性能診断基準	文部省大臣官房文教施設部	○		
改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準	(財)日本建築防災協会		○	
既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(案)	(財)日本建築防災協会			○
静岡県建築構造設計指針・同解説	静岡県都市住宅部建築課	○	○	○

S：鉄骨造

RC：鉄筋コンクリート造

SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

■構造耐震判定指標（Iso 値）は、下記のように設定している。

「改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（(財)日本建築防災協会）より

$$I s o = E s \times Z \times G \times U$$

E s：耐震判定基本指標

第 1 次診断用 E s = 0. 8

第 2 次診断用 E s = 0. 6

第 3 次診断用 E s = 0. 6

Z：地域指標

「静岡県建築構造設計指針・同解説」より

静岡県地震地域係数 Z s = 1. 2 を採用

G：地盤指標

一般の場合：1. 0 を採用する

U：用途指標

「静岡県建築構造設計指針・同解説」より

用途係数 I = 1. 2 5（公共的建築物）を採用

※ 宿舍 I = 1. 0（その他の建築物）を採用

校 舎：第 1 次診断 : I s o = 0. 8 × 1. 2 × 1. 0 × 1. 2 5 = 1. 2

第 2・3 次診断 : I s o = 0. 6 × 1. 2 × 1. 0 × 1. 2 5 = 0. 9

宿 舎：第 1 次診断 : I s o = 0. 8 × 1. 2 × 1. 0 × 1. 0 = 0. 9 6

第 2. 3 次診断 : I s o = 0. 6 × 1. 2 × 1. 0 × 1. 0 = 0. 7 2

5) 建物の設備の考え方

■基本方針

建物の設備は、建築計画・構造計画に対応した計画とし、安全性・快適性・フレキシブル性・経済性に配慮したものとする。また、各種仕様については、ライフサイクルコスト・維持管理や更新の容易さを検討して選定することが重要であり、省エネルギー・CO₂削減が実現可能な計画とする。

6) 屋外施設の考え方

■駐車場・駐輪場

現状の台数・位置を把握し、将来を見据えた必要台数を算定するとともに、車道・歩行動線を考慮した整備計画を策定する。尚、駐輪場は屋根付を原則とし、仮設駐輪場には屋根は設けない。また、整備財源として駐車場・駐輪場利用料金の徴収も検討する。

設計に当たっては、「文部省 建築設計資料（平成8年6月）建築設計資料作成検討会」及び「文部科学省 土木設計資料（平成13年3月） 文部科学省大臣官房文教施設部技術課」を参考とする。

■屋外運動場

災害時の避難場所としての位置付けと砂埃対策及び維持管理の容易さを考慮した整備計画を策定する。

■プール

将来とも既存施設を有効活用することとし、改修時はライフサイクルコストを考慮した工法を選定し、安全設計に配慮する。

■屋外サイン

◆キャンパス内の案内サインについて

既存の案内板を有効に活用し、新たに新設する時は既存仕様と調和のとれた仕様とする。

◆棟表示用サインについて

新たに設ける時は、既存表示サインと同仕様として設置する。

既存仕様 文字サイズ： 600×600×60 (mm)

字体：静岡大学デザインマニュアルによる

■囲障

安全性、長寿命化に配慮した仕様とするとともに、周辺環境、既存囲障にも十分留意する。

■外灯

屋外外灯は点灯時間が長く、省エネルギー効果が大きいことから、LED型外灯への更新を推進するとともに、長寿命化を図るためにアルミ製ポールへの更新も合わせて行う。

外灯配置計画はキャンパス毎に検討し、不足箇所を整備するとともに、老朽化外灯の更新を進める。新営工事等により人の動線が変わる場合は、外灯配置を見直した上で設置する。外灯の仕様は、キャンパス毎に統一した仕様とする。

■ごみ置場

ごみ出し・回収の動線を考慮し、部局毎に設ける。また、施錠可能なものとし、安全性を確保する。

7) ユニバーサルデザインの導入の考え方

■静岡大学のバリアフリー対策に関する方針

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー法】（以下、「バリアフリー法」という。）」に準拠した施設の改善を行い、ユニバーサルデザインを導入する。

■改善方針

平成14年7月12日の法改正により、「学校」は「特定建築物」となったため、施設の「建築」や「特定施設」を「修繕・模様替え」しようとする場合は、「利用円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。このことから、大谷団地・城北団地のバリアフリー基本方針及びバリアフリー対策改善項目検討表に基づき、各建物の詳細な改善項目を検討し、バリアフリー計画を策定する。

具体的には、バリアフリー法を基本にし、改善項目の検討を行う。法律上は「適合義務」ではなく「努力義務」であること、バリアフリーを目標とする「特定施設」に限定した模様替え（建築や大規模改修ではない）という観点から、現状把握の上、各建物の改善点を整理する。

また、特定の障害者を想定した整備が必要な場合は、障害の程度・行動範囲等を考慮して整備内容を決定する。更に、今後の施設の建築・大規模改修の際は、「利用円滑化基準」に適合させるよう計画する。

※「（太字）」は、法令中の用語である。

◆大谷団地・城北団地のバリアフリー基本方針

団地名	基 本 方 針
大 谷	起伏の激しい団地であるため、建物までは車での移動が不可欠。車いす使用者等について、車寄せ（建物前）以降建物内を自立して移動出来るよう整備する。
城 北	団地内（屋内外）の主な範囲を、車いす使用者等が自立して移動出来るよう整備する。

◆バリアフリー対策改善項目検討表

団地名	特 定 施 設							
	出入口	廊下等	階段	傾斜路	昇降機	便所	敷地内の通路	駐車場
大 谷	①～③	③～⑥	①③④⑥	①⑤～⑧	①～⑧	①～③	①～⑧	①
城 北	①～③	③～⑥	①③④⑥	①⑤～⑧	①～⑧	①～③	①～⑧	①

※番号は、「バリアフリー法 利用円滑化基準チェックシート」の内容による。

◆バリアフリー法 利用円滑化基準チェックシート（１）

	利 用 円 滑 化 基 準	
	施 行 令	内 容
出 入 口	第 18 条第 2 項	① 幅は 80cm 以上であるか
	第 18 条第 2 項	② 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。
	第 18 条第 2 項	③ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）
廊 下 等	第 11 条	① 表面は滑りにくい仕上がりであるか
	第 11 条	② 点字ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1
	第 18 条第 2 項	③ 幅は 120cm 以上であるか
	第 18 条第 2 項	④ 区間 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか
	第 18 条第 2 項	⑤ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。
	第 18 条第 2 項	⑥ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）
階 段	第 12 条	① 手すりを設けているか（踊り場を除く）
	第 12 条	② 表面は滑りにくい仕上がりであるか
	第 12 条	③ 段は識別しやすいものか
	第 12 条	④ 段はつまづきにくいものか
	第 12 条	⑤ 点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊り場の部分） ※2
	第 12 条	⑥ 原則として主な階段を回り階段としていないか
傾 斜 路	第 13 条	① 手すりを設けているか（勾配 1/12 以下で高さ 16cm 以下の傾斜部分は免除）
	第 13 条	② 表面は滑りにくい仕上がりであるか
	第 13 条	③ 前後の廊下等と識別しやすいものか
	第 13 条	④ 点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊り場の部分） ※3
	第 18 条第 2 項	⑤ 幅は 120cm 以上（階段に併設する場合は 90cm 以上）であるか
	第 18 条第 2 項	⑥ 勾配は 1/12 以下（高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下）であるか
	第 18 条第 2 項	⑦ 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設けているか
	第 18 条第 2 項	⑧ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）

※ 1 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合

※ 2 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 段部分と連続して手すりを設ける場合

※ 3 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

◆バリアフリー法 利用円滑化基準チェックシート（２）

昇 降 機	第 18 条第 2 項	① かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか
	第 18 条第 2 項	② かご及び昇降路の出入口の幅は 80cm 以上であるか
	第 18 条第 2 項	③ かごの奥行きは 135cm 以上であるか
	第 18 条第 2 項	④ 乗降ロビーは水平で、150cm 角以上であるか
	第 18 条第 2 項	⑤ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか
	第 18 条第 2 項	⑥ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか
	第 18 条第 2 項	⑦ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか
	第 18 条第 2 項	⑧ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）
	第 18 条第 2 項	⑨ 不特定多数の者が利用する 2,000 ㎡以上の建築物に設けるものの場合 ※4
	第 18 条第 2 項	1) 上記①から⑧を満たしているか
	第 18 条第 2 項	2) かごの床面積は 1.83㎡以上であるか
	第 18 条第 2 項	3) かごは車いすが転回できる形状か
	第 18 条第 2 項	⑩ 不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※4, ※5
	第 18 条第 2 項	1) 上記①から⑨を満たしているか
	第 18 条第 2 項	2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか
	第 18 条第 2 項	3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか
	第 18 条第 2 項	4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか
特殊な構造 又は使用形態の昇降機	第 18 条第 2 項	① エレベーターの場合
	第 18 条第 2 項	1) 段差解消機（平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第七号のもの）であるか
	第 18 条第 2 項	2) かごの床面積は 0.84 ㎡以上であるか
	第 18 条第 2 項	3) かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）
	第 18 条第 2 項	② エスカレーターの場合
	第 18 条第 2 項	1) 車いす使用者用エスカレーター（平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書のもの）であるか
便 所	第 14 条	① 車いす使用者用便房を設けているか（1 以上）
	第 14 条	1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	第 14 条	2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	第 14 条	3) 標識を掲示しているか
	第 14 条	② 床置き式の小便器等を設けているか（1 以上）
	第 18 条第 2 項	③ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）

※4 国立学校において、⑨は 2,000 ㎡を越える特別特定建築物、⑩は病院・盲学校等が該当とする。

※5 告示で定める以下の場合を除く

- ・自動車車庫に設ける場合

◆バリアフリー法 利用円滑化基準チェックシート（３）

敷地内の通路	第 16 条	① 表面は滑りにくい仕上げであるか
	第 16 条	② 段がある場合
	第 16 条	1) 手すりを設けているか
	第 16 条	2) 識別しやすいものか
	第 16 条	3) つまづきにくいものか
	第 16 条	③ 傾斜路
	第 16 条	1) 手すりを設けているか(勾配 1/12 以下で高さ 16cm 以下又は 1/20 以下の傾斜部分は免除)
	第 16 条	2) 前後の通路と識別しやすいものか
	第 18 条第 2 項	④ 幅は 120cm 以上であるか
	第 18 条第 2 項	⑤ 区間は 50m 以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか
	第 18 条第 2 項	⑥ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	第 18 条第 2 項	⑦ 傾斜路
	第 18 条第 2 項	1) 幅は 120cm 以上(段に併設する場合は 90cm 以上)であるか
	第 18 条第 2 項	2) 勾配は 1/12 以下(高さ 16cm 以下の場合は 1/8 以下)であるか
	第 18 条第 2 項	3) 高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設けているか (勾配 1/20 以下の場合は免除)
	第 18 条第 3 項	⑧ 上記④から⑦は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る
駐 車 場	第 17 条	① 車いす使用者用駐車場施設を設けているか(1以上)
	第 17 条	1) 幅は 350cm 以上であるか
	第 17 条	2) 表示をしているか
	第 17 条	3) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか

◆ハートビル法 利用円滑化基準チェックシート（４）

	参考 視覚障害者利用円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）(特別特定建築物対象) ※6	
	施 行 令	内 容
案内設備までの経路	第 21 条	① 線上ブロック等、点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は免除)
	第 21 条	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	第 21 条	③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7

※6 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 自動車車庫に設ける場合
- ・ 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※7 告示で定める以下の場合を除く

- ・ 勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ 16cm 以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊り場等

8) 施設管理の考え方

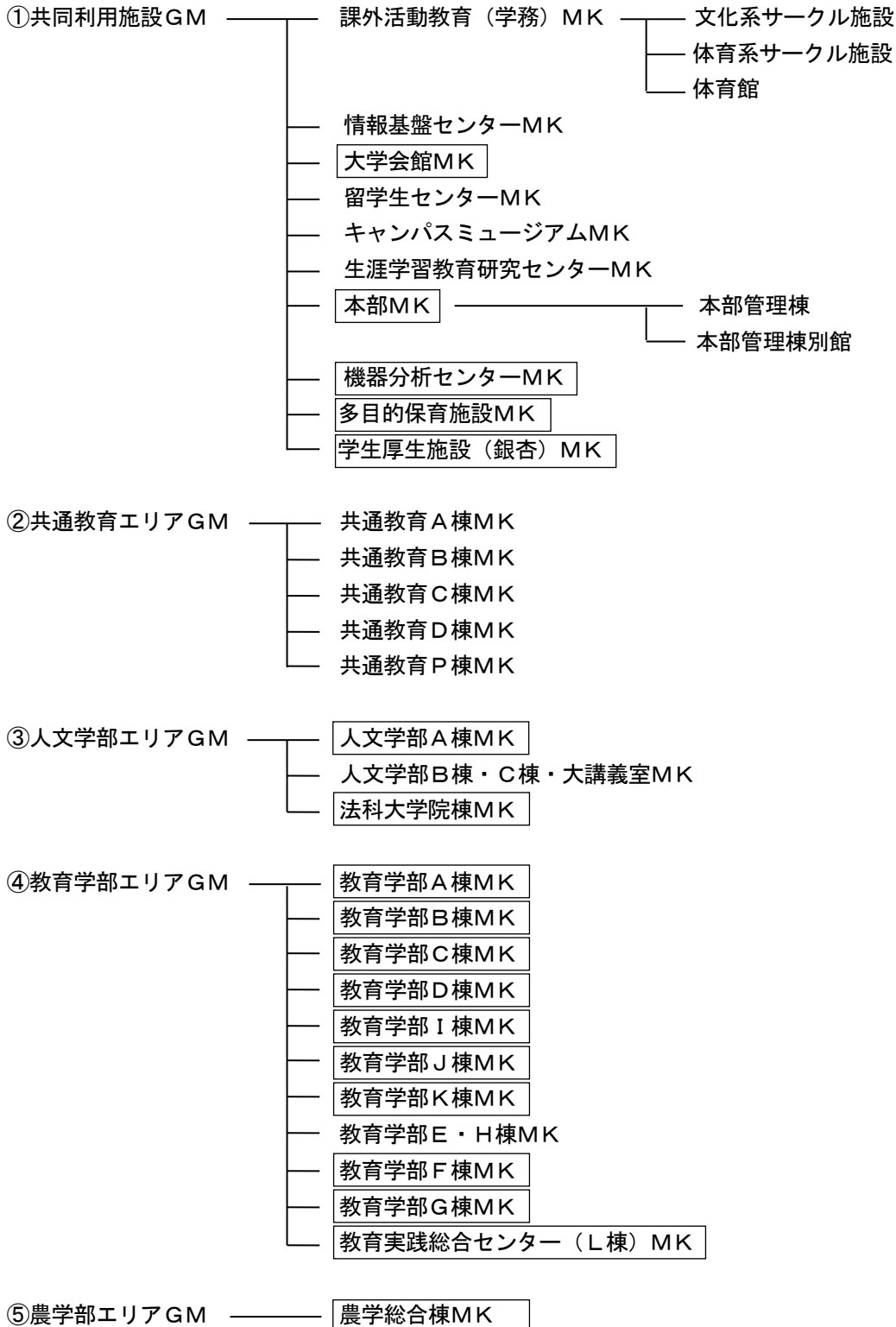
■セキュリティについて

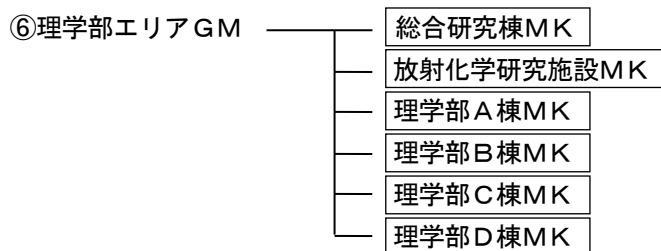
◆キーシステムの構築

キャンパス毎に棟数・全体必要カギ数を把握し、G・GM・MK・小カギの数を設定し、メーカーを選定する。また、防犯に配慮したシステムとする。

主なキャンパス等のキーシステムを下記に示す。(a・b・c)

a) 大谷団地(平成14年度以降)

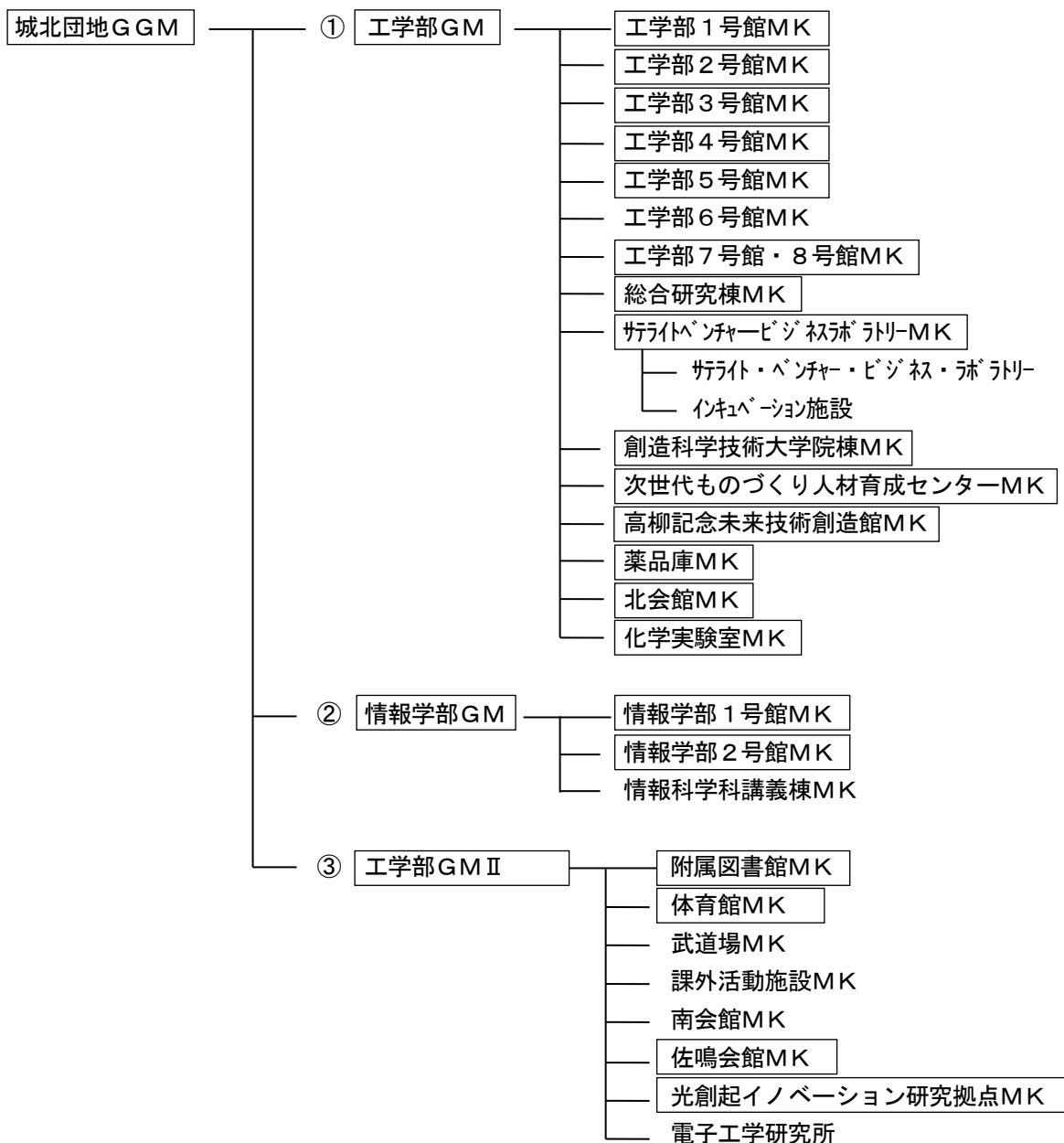




⑦附属図書館MK

⑧遺伝子実験施設MK

b) 城北団地（平成8年度以降）



※文字圏がされている棟MK及び子カギは、実在するものとする。

※各建物の子カギの番号は、「鍵受領書・引渡書ファイル」の各工事の一覧表による。

c) その他の団地

- ◆大岩団地 ① 特別支援学校MK
- ② 附属幼稚園MK

- ◆駿府団地 ① 静岡小学校MK
- ② 静岡中学校MK

- ◆島田団地 ① 島田中学校MK

- ◆布橋団地 ① 浜松小学校MK
- ② 浜松中学校MK

d) 共通管理部分

設備室関係のカギは、静岡地区、浜松地区それぞれ統一する。

◆入退システムの構築

主要な建物の玄関等の出入口は、現在導入されている職員証による入退室管理システムを設置する。ただし、厳重な入退室管理システムを必要とし他のシステムと共有できない施設（例：放射化学研究施設、情報基盤センター等）は、この限りではない。

2-2-2 エネルギーの使用の合理化に関する取組方針

■取組方針

1979年の「省エネルギー法」制定及び1999年、2010年の省エネルギー法改正により、2010年10月に静岡大学は「特定事業者」の指定を受けるとともに、静岡キャンパスと浜松キャンパスが第二種エネルギー管理指定工場に指定されることになり、エネルギー削減に関する「中長期計画書」の提出義務が課せられるとともに、省エネルギー法に基づくエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

静岡キャンパスと浜松キャンパスでは、エネルギー使用量（原油換算）について、毎年度1%の削減を求められており、計画的・継続的に対策を行っていく必要があります。

静岡大学の構成員は、「グリーンキャンパス構築指針・行動計画」及び「エネルギー管理マニュアル」にて定める各設備のエネルギー管理標準を遵守し、教育・研究活動における環境配慮計画を着実に実行していくことが重要です。

■取組目標

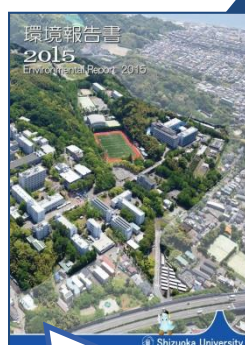
第二期中期目標・中期計画期間中において、「グリーンキャンパス構築指針・行動計画」で定めたエネルギー削減目標（電力・都市ガス・重油・水）の達成に向けた取り組みを推進する。

- ①-1 第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）期間の最終年度までに、電気・都市ガス・水・重油・灯油のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量（CO2換算）について、2015年度（平成27年度）実績の6%削減目標を達成する。
- ①-2 第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）期間の最終年度までに、電気・都市ガス・水・重油・灯油の原単位（面積単位）におけるエネルギー使用量と温室効果ガス排出量（CO2換算）について、2015年度（平成27年度）実績の6%削減目標を達成する。
- ②-1 第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）期間の最終年度までに、電気・都市ガス・水・重油・灯油のエネルギー使用量と温室効果ガス排出量（CO2換算）について、2013年度（平成25年度）実績の14%削減目標を達成する。
- ②-2 第3期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）期間の最終年度までに、電気・都市ガス・水・重油・灯油の原単位（面積単位）におけるエネルギー使用量と温室効果ガス排出量（CO2換算）について、2013年度（平成25年度）実績の14%削減目標を達成する。

◆グリーンキャンパス構築指針・行動計画
環境配慮の取り組み目標、環境配慮計画及び
省エネルギー計画等の策定



◆エネルギー管理マニュアル
エネルギーの使用の合理化に係る取組方針や
管理標準等の策定



◆環境報告書
エネルギー使用量などの集計、環境配慮計
画の取組状況の確認及び評価

2-2-3 緑地管理基本方針

■基本方針

良好な景観を保ち、周辺住民や公道への配慮のため、定期的に草刈り・樹木の剪定・落ち葉の回収・害虫駆除などを行う。キャンパス毎や樹木の種別に応じた適切な管理を行い、緑豊かなキャンパスを形成する財産の一つとして大切に保存・繁殖させていく。建物の新築・増築や改修工事などにおいて支障となる場合でも、最小限の伐採・剪定とし、植栽するときはキャンパスの将来計画を考慮して行う。また、倒木等の危険が生じないように管理すると共に、人や建物、車の通行などの支障とならぬよう定期的に樹木の成長・繁殖状況を把握する。大雨や台風の後などは、特に倒木や枝折れが多いため樹木の状態について確認する。維持管理については、共通部分は財産管理係が、各部局エリアは各部局がそれぞれ行う。

◆大谷団地

大谷団地は、有度山を背景とした風致地区に指定されており、「静岡県風致地区条例」において、木竹の伐採をするときは一部の行為を除き静岡市長の許可を得なければならないことになっている。禁止ではないが、「伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。」が条件とされている。このことを踏まえ、緑地管理を行っていくとともに、移転統合時に大切に残した自然林を保護し、生物多様性の保存に留意していく。また、建物より高い樹木もあり落ち葉が多く、建物屋上の排水の妨げにならぬよう、落ち葉の回収は定期的に行う。

◆城北団地

周囲を幹線道路・住宅地に囲まれており、特にキャンパス周囲の歩道の通行量が多くバス停などもあるため、緑地管理には十分配慮する。キャンパス内の樹木としては土地柄「松」が多いため、通行に支障となるような繁殖には注意する。また、建物より高い樹木もあり落ち葉が多く、建物屋上の排水の妨げにならぬよう、落ち葉の回収は定期的に行う。

◆附属学校園

いずれも、周囲を幹線道路や住宅地に囲まれており、キャンパス周囲の歩道の通行量が多いため、緑地管理には十分配慮する。また、児童・生徒が樹木で遊んだりすることがあるため、安全性確保のための維持管理にも留意する。また、建物より高い樹木もあり落ち葉が多く、建物屋上の排水の妨げにならぬよう、落ち葉の回収は定期的に行う。

2-2-4 大規模災害予防対策基本方針

■静岡大学の大規模災害予防対策に関する方針

- ◆静岡キャンパス・浜松キャンパスにて、防災本部機能が稼働できる体制を構築する。
- ◆大規模災害に対する施設整備の安全性能を確認の上、不良な点は速やかに改善する。
- ◆大学キャンパスが有事の際の避難地としての機能を果たすために避難場所、食糧備蓄等の計画・整備を行う。
- ◆最低限の電源の確保、最低限の飲料水の確保、情報通信設備の確保を行う。

■改善項目検討手法

有事の際、想定される災害を未然に予防するために必要な施設設備の要修繕箇所項目の抽出、計画的執行及び避難地としての社会的責任を果たすために必要な基盤整備を支援する。

1. 現状の把握及び問題点の抽出
 - ・ 主要な建物で耐震性能を確保する必要がある建物
 - ・ 屋外工作物の要修繕改善箇所の把握
 - ・ 避難場所に必要と思われる設備項目の抽出
2. 改善事項の必要概算額の把握
 - ・ 各々の項目に対して必要額を算出し全体額を把握した上で、優先順位、執行計画の参考とする。

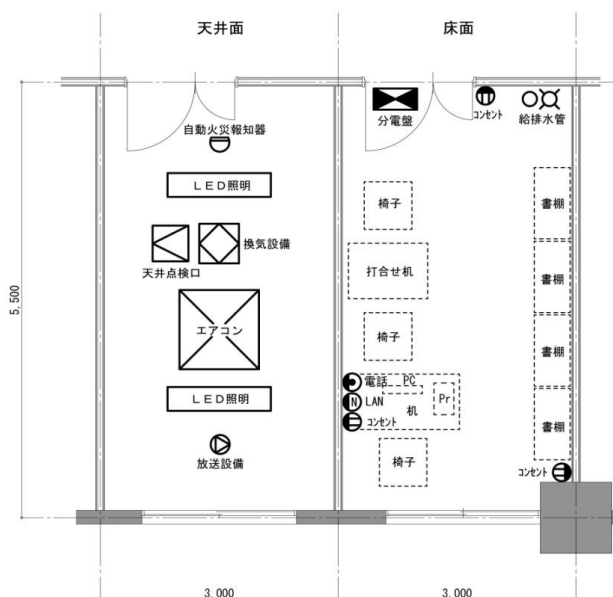
2-3 静大スタンダード（新営・改築整備標準仕様）

2-3-1 理系建物整備標準仕様

理系学部等は、実験室を主に利用して教育研究を行っていることから、教員室を最小面積とし、実験室や学生研究室等の拡充を図ることにより、教育研究活動が活性化する配置計画とする。

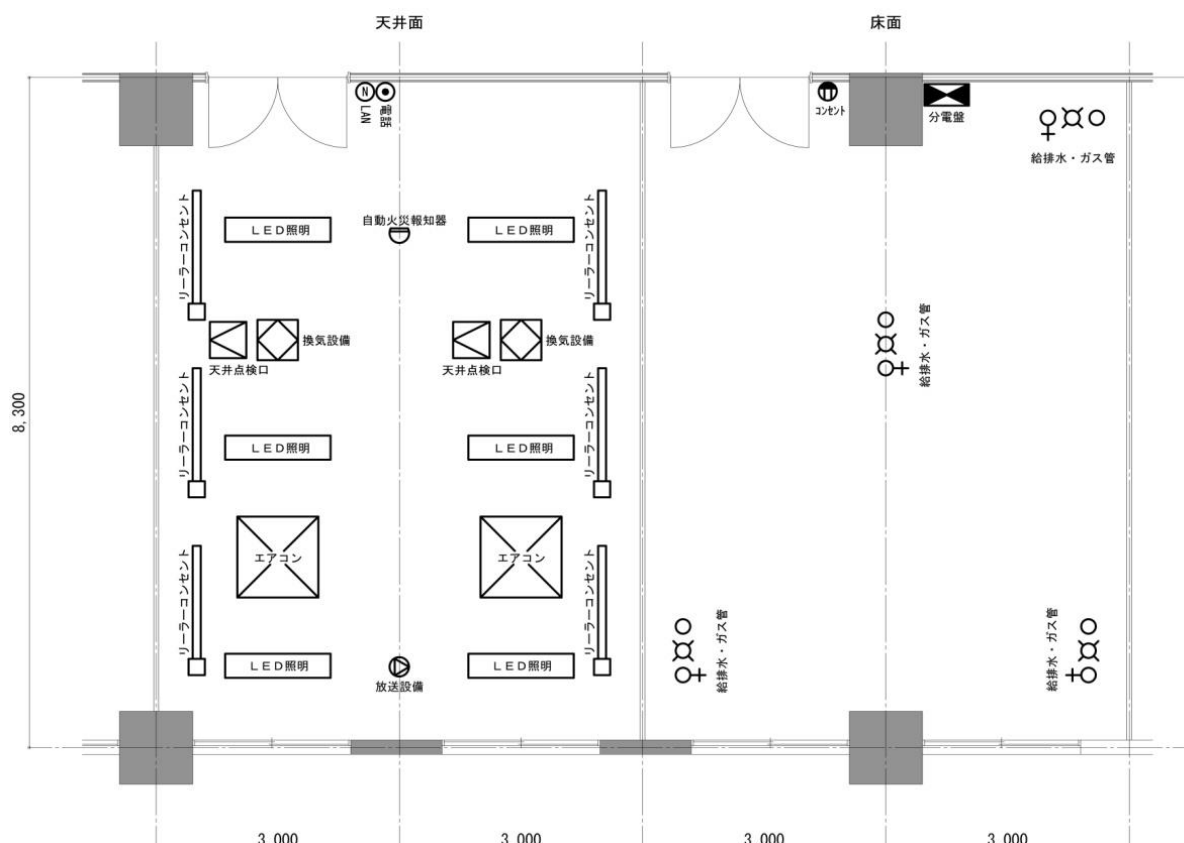
1) 教員室標準仕様

教員1名当たりの居室面積を17㎡程度とし、照明設備、コンセント×3箇所、電話端子×1箇所、LAN端子×1箇所、自動火災報知器、放送設備、手洗器用給排水管、空調設備、換気設備を標準装備するものとする。



2) 実験室標準仕様

実験室は、1室50㎡程度を1ユニットとし、照明設備、コンセント×1箇所、リーラーコンセント×6箇所、電話端子×1箇所、LAN端子×1箇所、自動火災報知器、放送設備、実験用給排水・ガス管×4箇所、空調設備、換気設備を標準装備するものとする。ただし、将来の変化に柔軟に対応するために、極力大部屋化を図るとともに、教育研究内容に合わせてコンセント及び実験用給排水・ガス管の位置、数量は、変更するものとする。

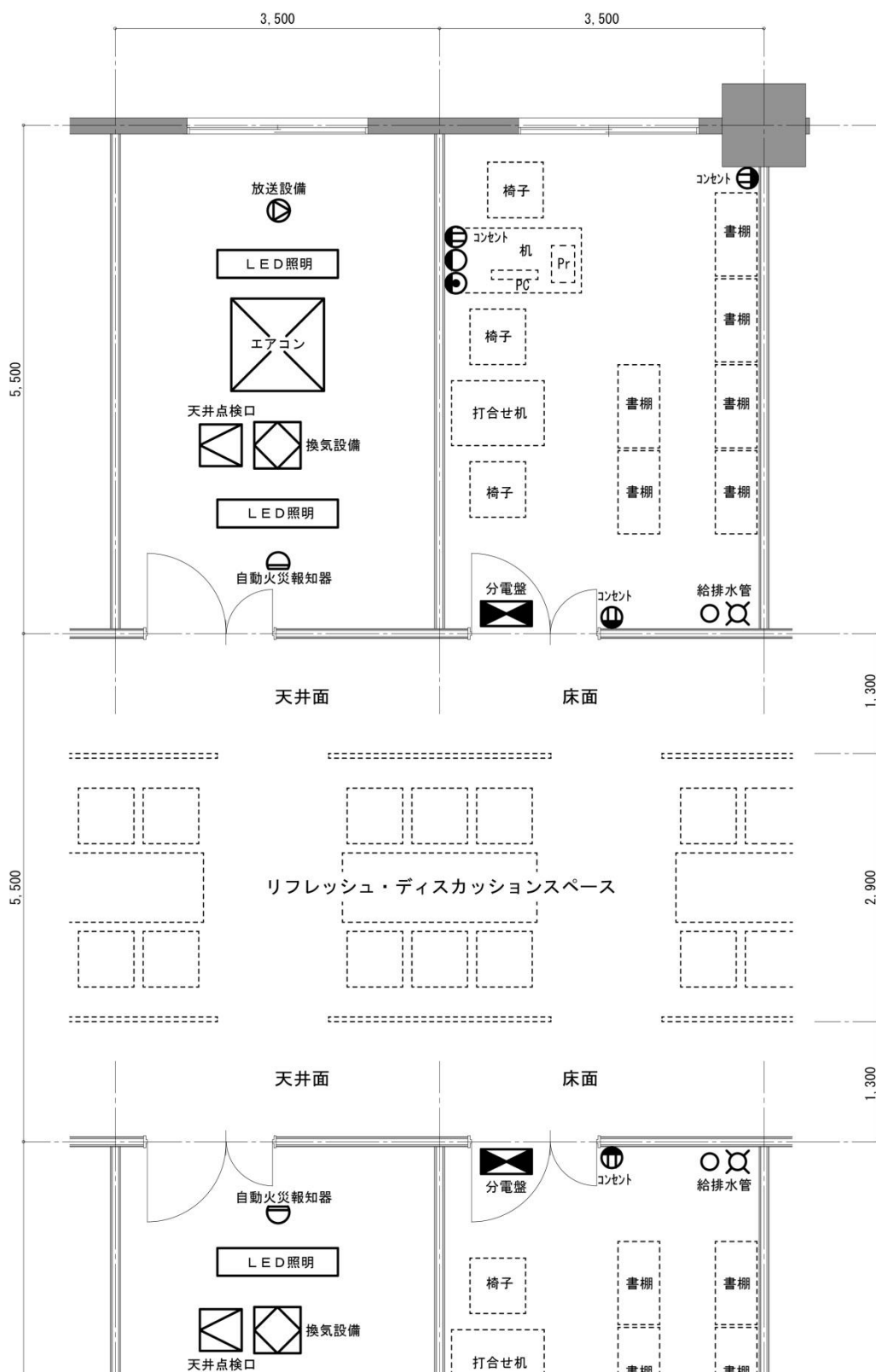


2-3-2 文系建物整備標準仕様

文系学部等は、主に居室内で書籍を用いて教育研究を行っており、書籍を保管する必要があることから、教員室・研究室の面積は、若干余裕を持った面積とする。また、リフレッシュ・ディスカッションスペースを確保し、学生・教員の分野横断的交流を促すことにより、教育研究活動が活性化する配置計画とする。

1) 教員室・研究室標準仕様

教員1名当たりの居室面積を19㎡程度とし、照明設備、コンセント×3箇所、電話端子×1箇所、LAN端子×1箇所、自動火災報知器、放送設備、手洗器用給排水管、空調設備、換気設備を標準装備するものとする。



2-4 既存建物改築等整備計画【静大モデル】

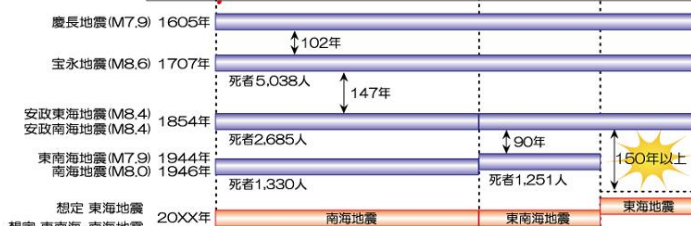
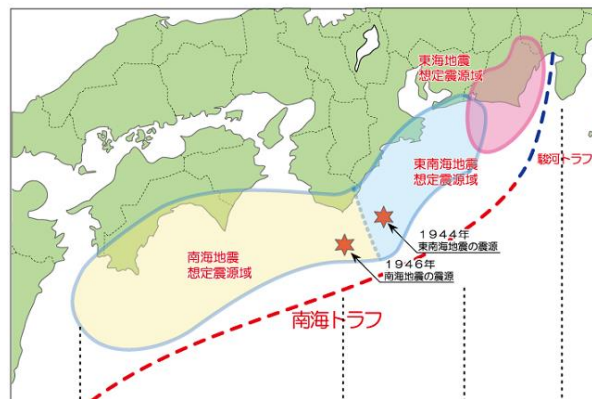
2-4-1 南海トラフ巨大地震について

◆東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフ（浅い海溝）沿いの巨大地震の想定見直しを進めてきた内閣府の検討会は平成24年3月27日、3つの地震が連動した場合の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、地震の規模を東日本大震災と同じM9に引き上げる中間報告をまとめた。大きな津波が起きる津波地震との連動も新たに想定。津波の高さや揺れの範囲が拡大するのは確実で、沿岸自治体などの防災対策に大きな影響を与える。

◆国の中央防災会議が平成15年に公表した東海・東南海・南海地震の3連動の従来想定はM8.7。これと比べてM9はエネルギーの大きさに換算すると約3倍に相当する。

◆従来の想定は、過去数百年に起きた地震の被害記録を再現できるように作成されてきた。しかし、大震災で過去数百年の歴史記録になかった連動型の巨大地震が起きたことを踏まえ、科学的な知見に基づく最大級の地震を新たに想定した。

◆新たな想定では、強い揺れをもたらす範囲の想定震源域を3方向に拡大。南西側は従来、宮城県北部沖の日向灘の手前までだったが、大震災で「想定外」だった福島県沖の断層が破壊されたことなどを受けて、宮城県南部沿岸まで延長した。（ウィキペディアより）



◆南海トラフ巨大地震シュミレーションデータ【内閣府データ】平成24年8月29日公表

想定：東海地域が大きく被災するケース【静岡県】

マグニチュード：最大9

震度：最大7

死者：約4万9千人～約10万9千人

倒壊：約5,400人～約13,000人

液状化：死者は発生せず

津波：早期避難率により約43,000人～約95,000人

火災：約700人～約3,200人

急傾斜地崩壊：約10人～約60人

ブロック塀等の転倒：約30人～約60人

建物全壊：約26万2千棟～約31万9千棟

倒壊：約208,000棟～約215,000棟

液状化：約48,000棟～約49,000棟

津波：約30,000棟

火災：約12,000棟～約75,000棟

急傾斜地崩壊：約500棟～約600棟

2-4-2 東海地震について

静岡大学は「東海地震の想定震源域」に位置し、地震防災対策強化地域に指定されており、想定されている地震規模はマグニチュード（以下、「M」という。）8級、震度は最大7であり、東北地方太平洋沖地震の建物被害状況及びライフライン被害状況を踏まえ、東海地震単独発生及び3連動地震発生に備えた静岡大学の学生・教職員の生命を守る地震・災害に強いキャンパスを構築する必要がある。



「東海地震は今後30年以内に88%の確率」と文部科学省地震調査研究推進本部発表

「東海地震の想定震源域」と「想定される震度分布」

◆東海地震シュミレーションデータ【内閣府データ】平成15年3月18日公表

想定発生時刻：午前5時

マグニチュード：最大8

震度：最大7

死者：最大9,200人

揺れ：約6,700人

液状化：死者は発生せず

津波：住民の避難意識の程度により約400人～約1,400人

火災：（風速3mの場合）約200人（風速15mの場合）約600人

崖崩れ：約700人

合計：約7,900人～約9,200人

避難者：地震発生1週間後までに約190万人

建物全壊：約26万棟

ライフライン：断水人口約550万人、停電人口約520万人、

ガスの供給停止人口約290万人

■南海トラフ巨大地震及び東海地震シュミレーションデータを見ると、津波による死者数が最も多く、次に倒壊・揺れによる死者数が多い。また、ブロック塀等の転倒や崖崩れによる死者の発生も予測されていることから、静岡大学キャンパス計画と100周年プランに基づいた改築整備を中心とした施設耐震性能の向上や給水設備等のライフラインの整備、よう壁改修を計画的に推進する必要がある。

2-4-3 静岡県内で想定される直下型(活断層)地震予想

◆富士山の西側を南北に走る「富士川河口断層帯」の全長は従来考えられていたより10キロ以上長い約40キロで、一度に動くとM8近い地震を起こす可能性があるとの調査結果を、本学の林愛明教授（～2012.9.末まで在任）【地震地質学】がまとめた。

◆林教授は、「単独で動いてもM8級を起こし得る長さ」と指摘。山梨県まで強い揺れがおよび、富士山などの火山活動に影響を与えることも考えられるとしている。さらに、この断層帯は、駿河トラフの陸上延長部のプレート境界と考えられており、この断層帯は駿河トラフ沿いでの海溝型地震、いわゆる東海・東南海・南海の3連動の想定震源域に含まれている。

◆また、縦ずれで西側の地盤が高くなるタイプ。林教授らは地震で盛り上がったとみられる断層帯の崖を調べ、従来、北端とされていた地点から、さらに北の山梨県富士河口湖町内まで崖が続いていると判断。

2-4-4 2011.3.11 東北地方太平洋沖地震”を踏まえて



被災した東北市内の駅舎



被災した東北市内全体



津波で冠水した東北市内の道路



瓦礫の中を救助に向かう自衛隊員



コンビニに食料品等を買求める人々

2-4-5 静岡県内及び静岡大学の地震対策状況

静岡県は30年以上前から東海地震に備えて対策を講じてきた防災推進県であり、昭和53年12月12日に施行された「大規模地震対策特別措置法」を受け、翌年、静岡県全域およびその周辺が「地震防災対策強化地域」に指定されたことから、静岡県内の公立学校並びに静岡大学も全国に先駆けて当時の耐震指針等に基づき、既存建物25棟について、耐震改修（補強工事のみ）を行った。

2-4-6 これまでの耐震補強工事に至る経緯

- ◆昭和54年に静岡県全域およびその周辺が「地震防災対策強化地域」に指定された。
- ◆静岡大学としても、このような情勢に対処するために、学内の主要建物について耐震性能を診断（耐震診断）し、その結果をもとに耐震補強を要する建物を選別し、昭和56年から「8年次計画」により、耐震補強工事を実施した。
- ◆当時の耐震診断は、静岡大学が国立大学では初めての実施であり、昭和52年に建設省から出版された「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針」を基に実施した。
- ◆また、当時の補強構造設計の判定は、国の機関（国立大学）は国に委ねられていたことから「学識経験者の検討・指導等を受ける」ことを義務づけ実施した。

2-4-7 既存建物が保有する耐震性能

- ◆耐震性能の目標値と設計の基本方針・耐震診断によって補強を要する建物が選別され、実際の補強計画でどの程度まで耐震性能を向上させるか学内などで種々議論し、国立学校建物の耐震補強に関する調査研究報告書（1982：日本建築学）や、静岡県が実施した例などを参考にして補強後の耐震判定指標値は、静岡県が定めた $E_T = C_0 \times C_1$ （ C_0 ：敷地形状 1.0、 C_1 ：許容破壊程度 1.0）によることとした。また、「補強前」と「補強後」の耐震性能の評価は3次診断による I_s 値＝0.7とした。
- ◆建物の補強方法（形式）は“耐震壁を増して強度抵抗型にするか”或いは、“柱・梁の靱性を高めて靱性抵抗型にするか”あったが、静岡大学では、中低層（3階～6階）の建物が殆どであったことから「壁量の増加」による“強度抵抗型”とすることとした。

2-4-8 既存建物の耐震性能の現状

- ◆2-2-7で述べたが、静岡大学の耐震補強は、「壁量の増加」による“耐震壁を増した強度抵抗型”とした。しかし、平成13年度に耐震診断基準等の改定があり、「 $C_{tu} \cdot S_d$ 値」という概念が取り入れられ、改めて、「 $C_{tu} \cdot S_d$ 値」を算定したところ、建物によっては「 $C_{tu} \cdot S_d$ 値」が0.3を下回ることを確認した。
- ◆本来 $C_{tu} \cdot S_d$ 値 ≥ 0.3 は、 I_{so} 値=0.6に対応するものであり、現行の耐震基準に照らした場合の学校建築では、 I_{so} 値=0.7を考慮すれば、補強時における「 $C_{tu} \cdot S_d$ 値」は0.3を十分に上回るはずが、本学の耐震補強を行った建物のなかには、強度抵抗型ではあるが耐震壁が回転する“靱性指向型”の壁となっており、専門的になるが、基礎形式が直接基礎であり、浮き上がり抵抗が小さいために、水平力（地震力）が初期の段階で耐震壁を回転させる結果となった。
- ◆このことから、“建物が靱性に富んだ破壊モード”となっており、 I_s 値は必要十分に大きい値を示しているが、その一方で、壁の負担する剪断力が相対的に小さいために「 $C_{tu} \cdot S_d$ 値」が0.3を下回ることになった。

2-4-9 既存建物性能（経年による老朽化再建整備）

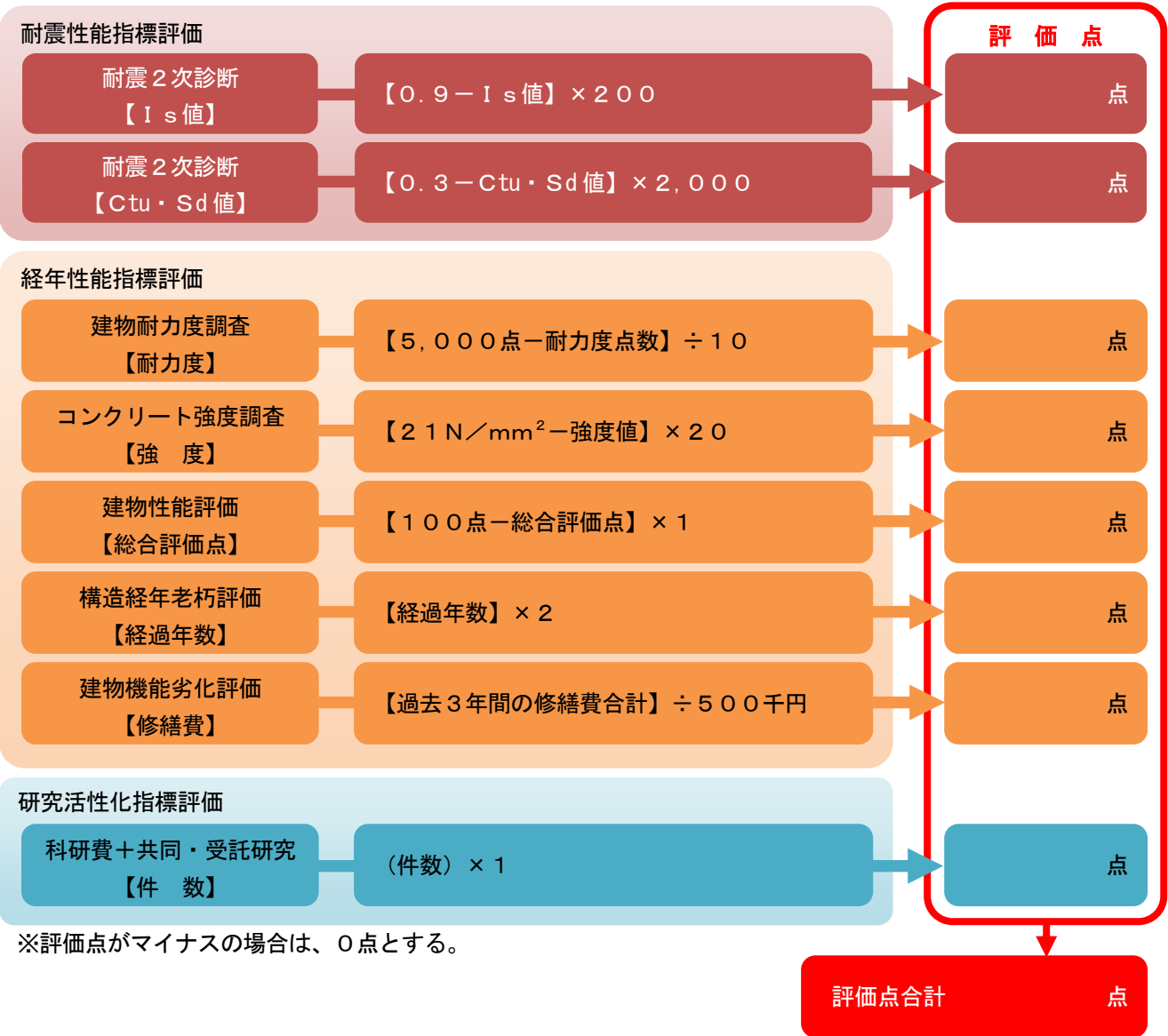
- ◆耐震補強した建物も約30年余りが経過し、また建設後43年以上も経過した建物が相当数あり、外壁などの劣化、ライフラインの老朽化が顕著であり、平成24年3月には漏電による火災が発生している状況にある。
- ◆このことから、静岡大学としては目的積立金を活用したファイナンシャルプラン2011（財務運営計画）に基づいた施設営繕計画を策定し、学生・教職員等の安全確保および教育・研究環境改善のために年次計画にて、“外壁改修・トイレ改修・自学自習スペース確保”などの改修を実施しているところである。
- ◆しかし、30年前の改修は耐震補強のみであり、建物全体の改修は行なわれておらず、今回の目的積立金を活用した改修も限られた予算での対応であり、抜本的な対策とは言えない。今後は、インフラ機能の改善などは当然であるが、さらに教育研究ニーズの高度化・多様化に的確に対応していくことが重要であり、中長期的な視点に立った教育・研究環境の見直しを図るとともに、建物全体の安全・安心を含め、“抜本的な機能改善が必要”である。

2-4-10 既存建物改修と改築整備との比較（メリハリのある施設整備）

- ◆静岡大学は、既存建物全てを改築するのではなく、既存建物（耐震補強）が保有する耐震性能から、“静岡大学100周年プラン”に基づき、まずは学生・教職員等の安全・安心な観点から耐震性能が劣る建物（ $C_{tu} \cdot S_d$ 値が0.3以下および耐力度点数が4,500点を切る）について、改築整備を図る。
- ◆なお、耐震補強を行った建物（ $C_{tu} \cdot S_d$ 値が0.3以下）をさらに現行の耐震基準などに照らして、補強することも考えられなくもないが、先にも述べたとおり耐震壁が回転する“靱性指向型”破壊モード（計算上であるが、建物に一定規模の地震力が加わることにより、建物全体が転倒する形式）となっていることから、新たに補強部材などを追加したとしても、かえって破壊モードを助長させることになる。また、新たに増設壁など設けることで建物重量が増加し、逆に I_s 値までも低下させてしまうことが懸念される。補強例として“基礎の増設”および“杭の新設”など浮き上がり抵抗を増す工法があるが、現実的ではない。
- ◆したがって、静岡大学としては、既存建物（耐震補強）が保有する耐震性能に問題ない建物は、ライフライン改修等を含む“機能改修”とし、耐震性能に問題のある建物は、建物の経年も加味したうえで“改築整備”を図る。さらに、地域に密着した教育、研究、社会貢献などについても取り組んでいるところであり、費用対効果も見据えつつ、“中長期的な視点に立った教育研究環境の見直し”を図るとともに、“メリハリのある施設整備を推進”していく。

2-4-11 “静大モデル” 施設整備計画の基本方針

◆静大モデル指標評価は、①耐震性能指標評価点、②経年性能指標評価点、③研究活性化指標評価点の合計点により評価するものとする。



緊急度評価

評価点	～150点	～200点	～250点	～300点	～350点	351点～
校舎	低	低	中	高	高	緊急
図書館	低	中	高	高	緊急	緊急
福利施設	低	中	高	高	緊急	緊急
寄宿舍	低	中	高	高	緊急	緊急
附属学校	低	中	高	高	緊急	緊急
その他	低	低	中	高	高	緊急





3. キャンパス計画

3-1 静岡キャンパス計画

3-1-1 静岡キャンパスの現状と課題

1) 静岡キャンパスの現状

- ・静岡キャンパスは、日本平の西麓に位置し、起伏に富んだ地形となっており、最大高低差は約62mにもなる。
- ・人文社会科学部は、2ヶ所に分散された配置となっている。
- ・静岡キャンパス学生縦主動線がクランクしている。
- ・これまで耐震補強のみの改修を行ってきたことから、建物の仕上げ及びライフラインが著しく老朽化している。

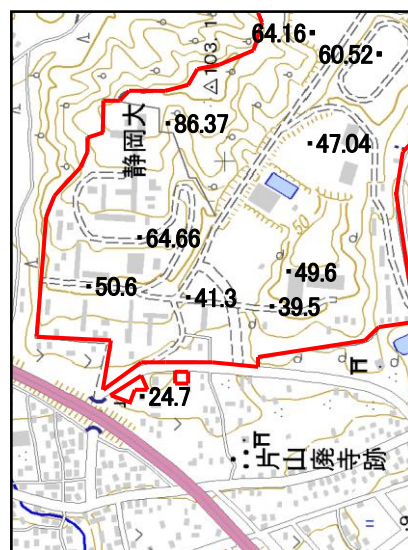


図 3-1-1 静岡キャンパス敷地等高線

- ⇄ 歩行者主動線を示す。
- 自動車動線を示す。
- 長期的に残す建物を示す。

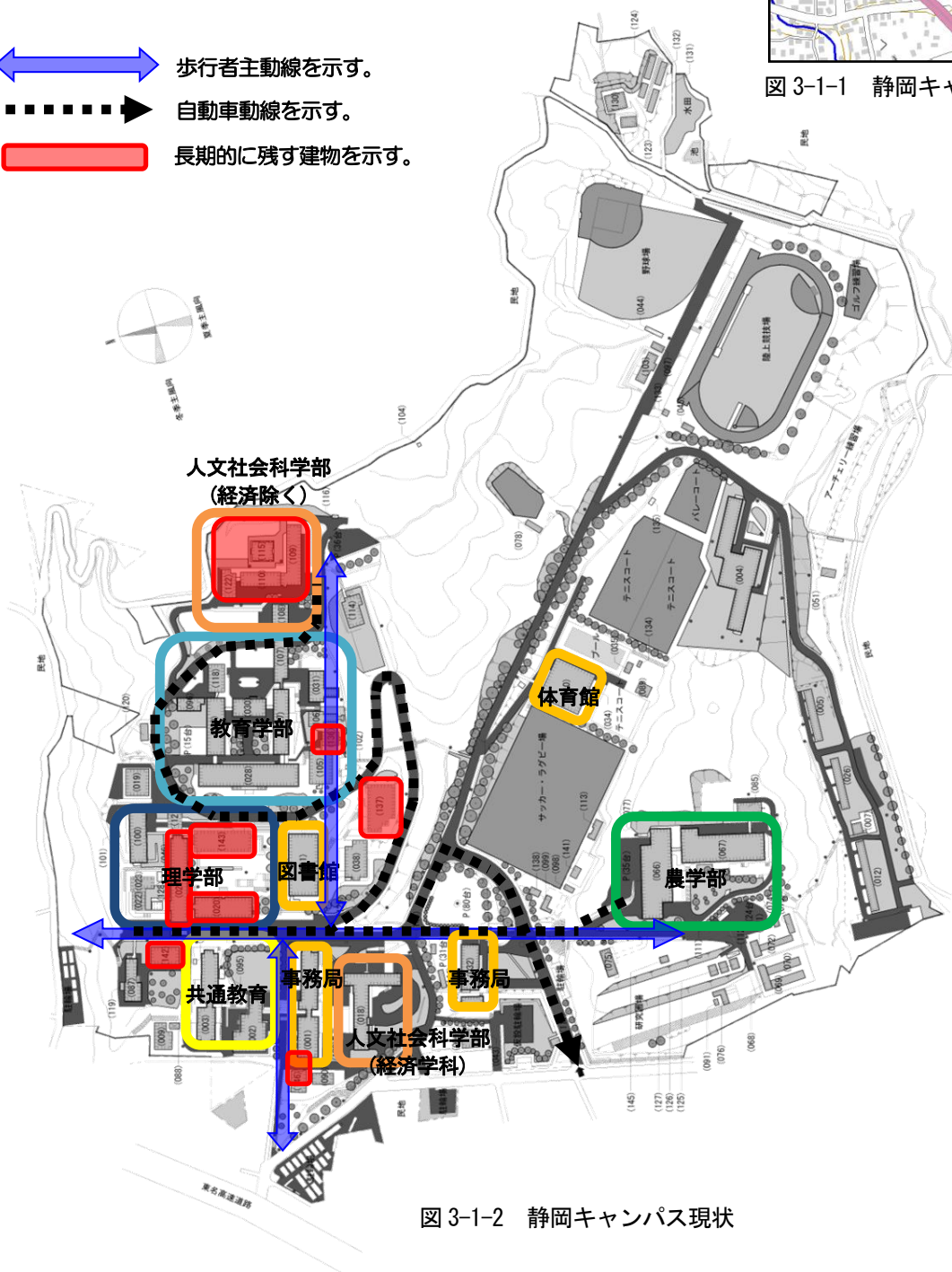


図 3-1-2 静岡キャンパス現状

2) 静岡キャンパスの課題

- ①起伏に富んだ地形により、移動時間が掛かることから、コンパクトなキャンパスとする必要がある。
- ②人文社会科学部が2ヶ所に分散配置されている。
- ③静岡キャンパス学生縦主動線がクランクしている。
- ④建物の仕上げ及びライフラインの老朽化により、給排水の漏水、外壁コンクリートの剥落などが発生している。
- ⑤人主動線と自動車動線が重なっている部分が多い

3-1-2 100周年（2049年）を見据えた静岡キャンパスの目標・計画

1) 静岡キャンパスの目標

1. ①, ② キャンパス建物群を6階程度の高層化、集約配置・コンパクト化を図る。
2. ③ 人文学部を1ヶ所に集約させる。
3. ④, ⑤ 静岡キャンパス学生縦主動線を直線となるように再配置を行うとともに、人・自動車の区分を行う。
4. サッカー・ラグビー場を災害時避難スペースとして確保する。
5. 安心・安全な施設耐震性能の向上を図る。
6. 改築整備において、効率化のための統合化・集約化計画を基本とし、保有面積の抑制を図る。

2) 静岡キャンパスの計画

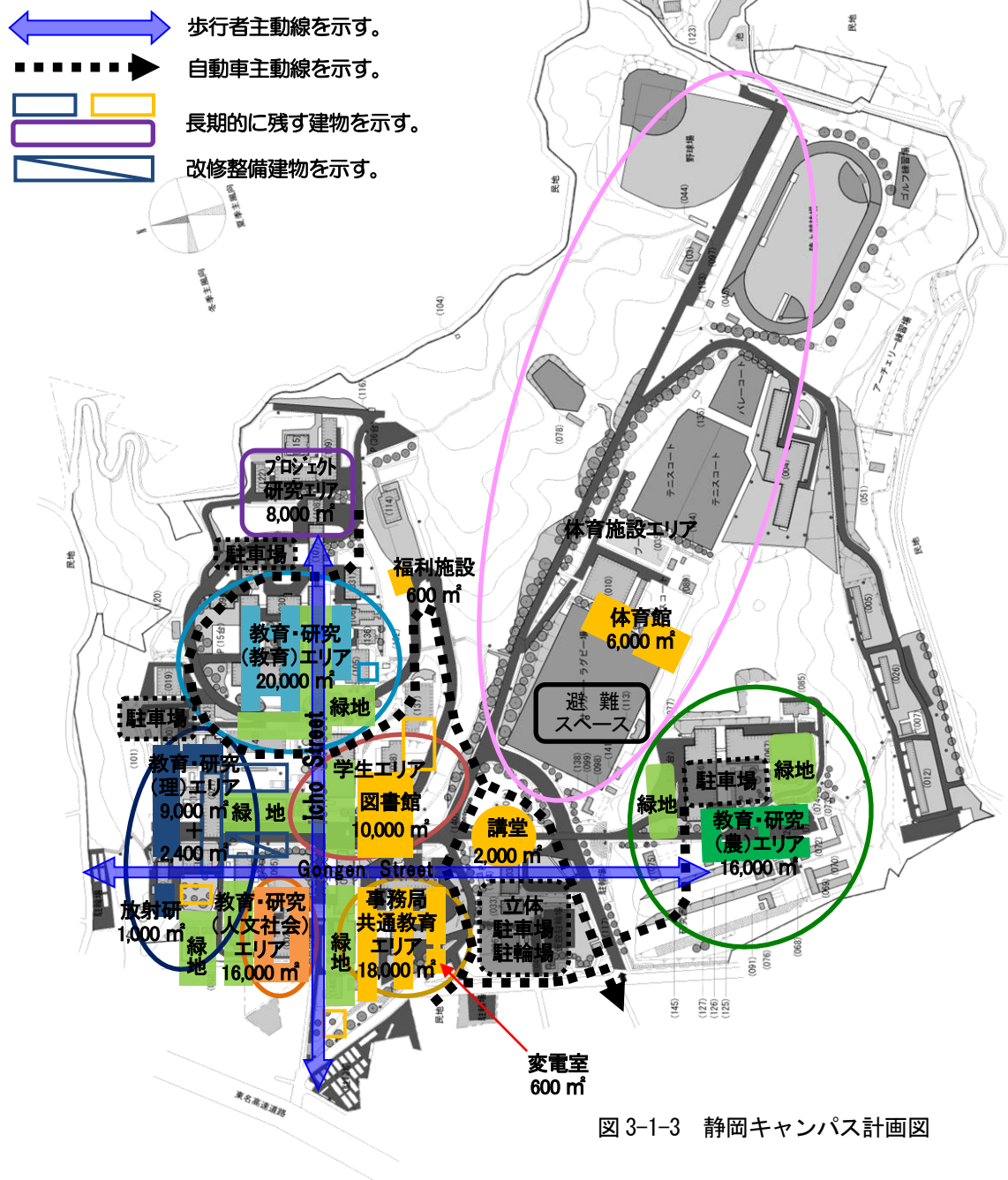


図 3-1-3 静岡キャンパス計画図

3-2 浜松キャンパス計画

3-2-1 浜松キャンパスの現状と課題

1) 浜松キャンパスの現状

- ・浜松キャンパスは、静岡キャンパスと違って長方形でフラットな敷地であり、構内移動が比較的容易に出来るコンパクトなキャンパスである。
- ・浜松キャンパスの建物は、工学部所属の建物が大半を占めている。
- ・浜松キャンパスも静岡キャンパスと同様に耐震補強のみの改修を行ってきたことから、建物の仕上げ及びライフラインが著しく老朽化している。

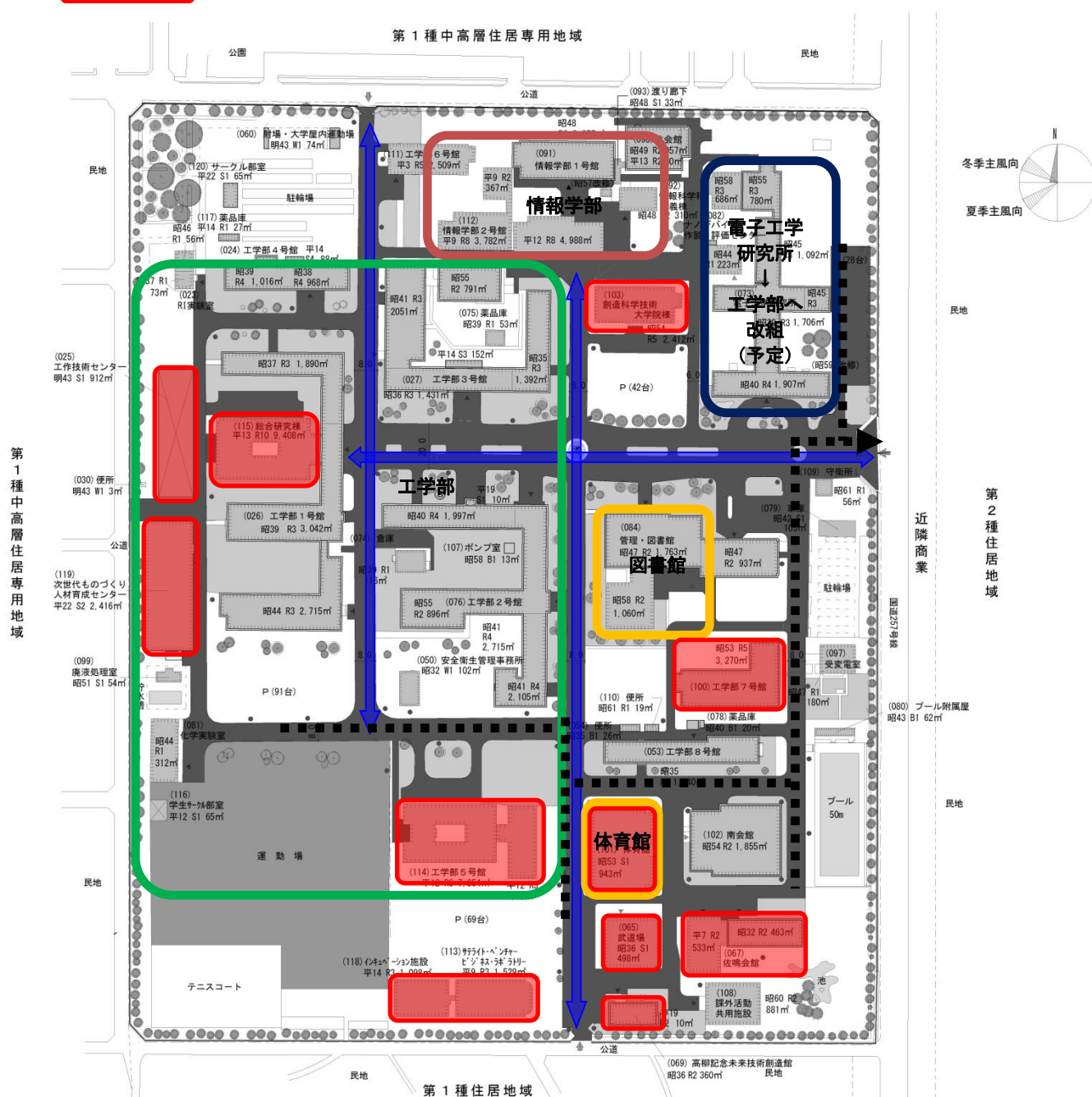
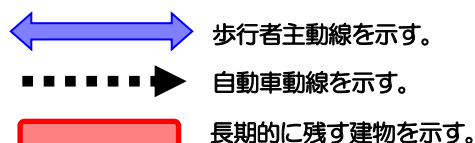


図 3-1-4 浜松キャンパス現状

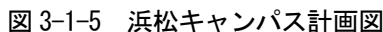
- ①工学部の建物が分散している。
- ②情報学部がメイン道路に面していない。
- ③平成7年の教養部廃止に伴い、浜松キャンパスの学生数は約2,000人増加したことにより、附属図書館浜松分館の学生等自学自習スペース、書籍保管スペースの狭隘化が顕著な状況である。
- ④保健センター・学生食堂についても、学生数が増加したことによる狭隘化が顕著な状況である。
- ⑤緑地が少ない。

1) 浜松キャンパスの目標

1. ① キャンパス建物群を6階程度の高層化、集約配置・コンパクト化を図る。
2. ② 情報学部をメイン通路に面した位置に配置する。
3. ③, ④ 附属図書館浜松分館エリアを再開発し、学生支援スペース、保健センター、学生食堂等の拡充を図る。
4. ⑤ 敷地北側及び附属図書館西側を緑地化する。
5. 運動場を災害時避難スペースとして確保する。
6. 安心・安全な施設耐震性能の向上を図る。
7. 改築整備において、効率化のための統合化・集約化計画を基本とし、保有面積の抑制を図る。

 歩行者主動線を示す。
 自動車動線を示す。
 改修整備建物を示す。

 長期的に残す建物を示す。







4. 施設整備長期計画

4－1 施設整備長期計画

4－1－1 施設整備の現状と課題

本学が保有する施設は、全体で約29万㎡（2015年5月現在）の膨大な施設を有しており、教育研究を支える基盤を常に良好な状態に維持していかなければならない。

静岡大学は「東海地震＋東南海地震」の地震域にあり、「強化地域」に指定されていることから、ほとんどの大規模施設は耐震化が完了している。一方、建設後25年以上が経過した建物を約22万㎡（約74％）保有しており、このうち大規模改修が必要な未改修の施設は約16万㎡（保有面積の約55％）残っているなど、保有施設の大半が老朽化している。

中期的には、劣化した外壁や防水などの安全性に問題のある施設の改善や、老朽化したトイレの改善、バリアフリー対策や自学自習室の整備などの利用者のニーズに対応した施設の改善の他、照明設備、空調設備などの省エネルギー化の推進が重要な課題となっている。

また、エネルギー関連では、日常の節電対策とあわせて平成21年度から環境負荷モニターシステムを導入したエネルギー使用量の見える化の実施の他、ガス空調方式の導入や高効率型設備機器への更新など電力使用量の抑制に全学を上げて取り組んできたところであるが、昨今の異常気象を踏まえた空調範囲の拡大、ランニングコストを考慮した空調システムの見直し、及び建物の機能改善に伴う使用電力の増により、電力使用量の増加をこれ以上抑制することが出来ない状況にある。このため、契約電力は、大谷・城北キャンパスともに10年後には現在の2,100Kwから3,000Kw程度まで増加すると見込まれることから、電力需要への対応が必要となる。

長期的な視点では、大谷キャンパスは高低差があり学生の移動に支障を来していることから、部局配置の見直しの他、両キャンパスに共通して、授業スタイルの変化に対応するための図書館機能の充実、及び大規模講義室・講堂の設置などを長期的な視点で行う必要がある。

また、東海地震＋東南海地震に備えて、教職員・学生等の生命を守る地震・災害に強いキャンパスを構築する必要があることから、施設耐震性能の向上を図るとともに、基幹的設備の老朽化改善及び防災機能の向上を計画的に推進していく必要がある。

さらに、負の資産であるアスベスト含有建材の除去、保管PCBの処理を計画的に進める必要がある。

特に、電力を安定的に供給するためには、受変電設備の改修や自然エネルギー（太陽光発電設備）の積極的な導入が必要であり、建物の仕上げ及びライフラインの劣化改善整備にあたっては、老朽度等により優先順位を定め、計画的に改築・改修を進めていく必要がある。

保有施設の状況

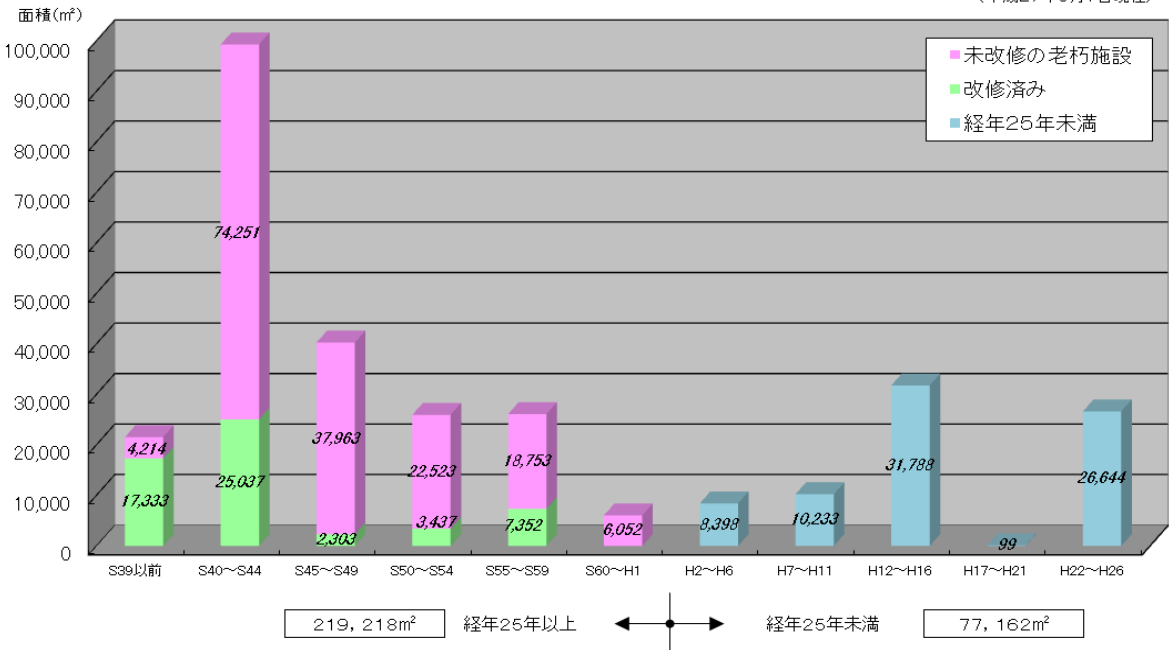
国立大学法人静岡大学の施設の経年別保有面積

経年25年以上の老朽施設は約74%。平成27年5月1日現在で、未改修の老朽施設は約55%存在。

- 国立大学法人静岡大学の施設は296,380㎡
- 経年25年以上の老朽化施設は219,218㎡(約74%)
- うち、未改修の老朽化施設は163,756㎡(保有面積の約55%)

※職員宿舎を含む

(平成27年5月1日現在)



法人化前及び第Ⅰ期中期目標期間における整備済の建物

予算年度	団地名称	棟 名 称	建築年等				構造階		保有面積 (㎡)	備 考
			年号	年	西暦	経年	構造	地上階		
7	寄附	城北	佐鳴会館	S 32	1957	53	R	2	463	
11	補正	城北	北会館	S 49	1974	36	R	2	1,037	
13	補正	城北	工学部3号館	S 35	1960	50	R	3	4,874	
		城北	工学部4号館	S 38	1963	47	R	4	1,984	
13	補正	大谷	放射化学研究施設	S 43	1968	42	R	2	593	
19	寄附	城北	高柳記念未来技術創造館	S 36	1961	49	R	2	360	
19	当初	城北	工学部2号館	S 40	1965	45	R	4	2,777	
19	補正	大谷	理学部A棟	S 43	1968	42	R	6	5,987	
20	当初	城北	工学部2号館	S 41	1966	44	R	4	4,040	
20	補正	駿府町	静岡中学校(教室棟)	S 31	1956	54	R	3	3,423	
		駿府町	静岡中学校(特別棟)	S 41	1966	44	R	2	843	
		島田	島田中学校	S 41	1966	44	R	3	3,525	
21	当初	城北	工学部1号館	S 37	1962	48	R	3	4,932	
21	補正	城北	創造科学技術大学院棟	S 54	1979	31	R	5	2,412	
21	自己	城北	次世代ものづくり人材育成センター	H 21	2009	1	S	2	2,429	自己財源
21	自己	鰐塚	あけぼの寮	H 21	2009	1	R	5	2,306	自己財源
計									41,985	㎡

※ 耐震改修及び内外部の機能改善まで完了しているもののみ計上している。

上記、整備建物の団地別・予算別区分は、以下のとおり

整備件数	
大谷団地における事業件数(棟数)	2件(2棟)
城北団地における事業件数(棟数)	8件(9棟)
附属団地における事業件数(棟数)	1件(3棟)
その他団地における事業件数(棟数)	1件(1棟)
計	11件(14棟)
寄附事業件数(棟数)	2件(2棟)
当初事業件数(棟数)	3件(3棟)
補正事業件数(棟数)	6件(9棟)
自己財源事業件数(棟数)	2件(2棟)
計	11件(14棟)

建設後25年以上経過した未改修建物

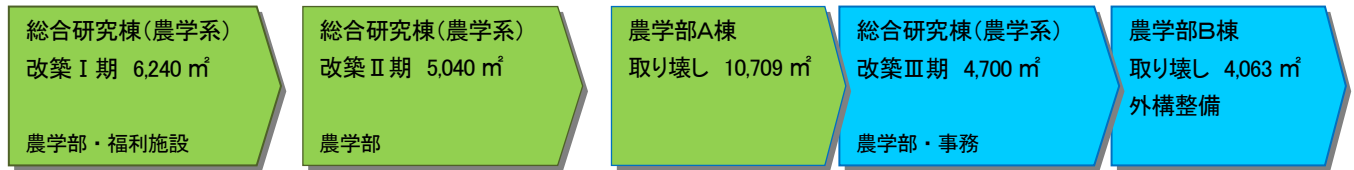
団地名称	棟名	建築年等				構造階		耐震性能	保有面積	大規模改修内容 (○は完了しているもの)			
		年号	年	西暦	経年	構造	地上階	IS値		外部改修	内部改修	耐震改修	
22年度整備													
小鹿宿舎	宿舎R2号	S	56	1981	34	R		5	0.35	2,030	○	○	○
23年度整備													
舘塚	あかつき寮	S	41	1966	49	R		4	0.36	2,646	○	○	○
大谷	宿舎R3号	S	43	1968	47	R		4	0.41	1,851	○	×	○
大谷	宿舎R1号	S	41	1966	49	R		4	0.42	1,452	○	×	○
24年度整備													
城北	工学部1号館	S	44	1969	46	R		3	0.85	2,715	○	○	○
小鹿宿舎	宿舎R1号	S	49	1974	41	R		5	0.44	2,060	○	×	○
小鹿宿舎	宿舎R3号	S	48	1973	42	R		5	0.44	2,385	○	×	○
25年度整備													
駿府町	静岡小学校(普通教室棟)	S	31	1956	59	R		3	1.00	2,483	○	○	○
駿府町	静岡小学校(特別教室棟)	S	46	1971	44	R		3	0.89	2,212	○	○	○
大谷	農学部A棟(Ⅰ期)	S	47	1972	43	R		7	0.80	6,240	○	○	○
大谷	人文社会科学部A棟	S	55	1980	35	R		6	0.52	4,316	○	○	○
大谷	人文社会科学部B棟	S	55	1980	35	R		5	0.5	2,111	○	○	○
26年度整備													
大谷	農学部A棟(Ⅱ期)	S	47	1972	43	R		7	0.80	5,040	○	○	○
城北	管理・図書館	S	47	1972	43	R		2	0.71	6,100	○	○	○
城北	体育館	S	53	1978	37	S		1	0.68	943	○	○	○
27年度整備													
城北	工学部8号館	S	35	1960	55	R		2	0.70	1,140	○	○	○
第二期中期目標・中期計画期間 整備 計									45,724				
28年度以降整備													
城北	電子工学研究所	S	39	1964	51	R		3	0.90	9,000	×	×	○
城北	電子工学研究所	S	55	1980	35	R		3	0.92		×	×	○
布橋	浜松小学校	S	40	1965	50	R		3	1.00	3,578	×	×	○
大谷	片山寮	S	42	1967	48	R		5	0.90	7,032	×	×	○
大谷	共通教育A棟	S	42	1967	48	R		6	0.87	6,346	○	×	○
大谷	共通教育C棟	S	42	1967	48	R		8	0.90	5,415	○	×	○
大谷	共通教育B棟	S	42	1967	48	R		5	0.88	16,000	○	×	○
大谷	共通教育L棟	S	43	1968	47	R		5	0.84		×	×	○
大谷	理学部B棟	S	43	1968	47	R		3	1.00	2,400	×	×	○
大谷	附属図書館	S	43	1968	47	R		5	0.80	8,027	×	×	○
小鹿	雄萌寮	S	43	1968	47	R		5	0.94	4,065	×	×	○
大谷	教育学部E棟	S	44	1969	46	R		2	1.00	773	×	×	○
布橋	浜松中学校(特別教室)	S	44	1969	46	R		2	0.72	836	×	×	○
大谷	教育学部C棟	S	44	1969	46	R		6	0.89	4,049	×	×	○
大谷	教育学部A棟	S	44	1969	46	R		6	0.91	3,778	×	×	○
大谷	教育学部B棟	S	44	1969	46	R		3	0.87	3,598	×	×	○
大谷	教育学部D棟	S	44	1969	46	R		3	1.00	1,119	×	×	○
大谷	農学部B棟(Ⅲ期)	S	47	1972	43	R		3	1.05	4,063	×	×	○
城北	管理・図書館	S	47	1972	43	R		2	0.71	920	×	×	○
大谷	共通教育D棟	S	48	1973	42	R		4	0.85	1,592	×	×	○
城北	情報学部1号館	S	48	1973	42	R		6	0.85	3,377	×	×	○
大岩	小学棟	S	50	1975	40	R		1	1.20	516	×	×	○
大岩	中高・管理棟	S	50	1975	40	R		2	1.07	1,785	×	×	○
大谷	教育学部F棟	S	51	1976	39	R		2	1.00	453	×	×	○
大谷	理学部C棟	S	52	1977	38	R		6	0.90	4,144	×	×	○
城北	工学部7号館	S	53	1978	37	R		5	0.86	3,270	×	×	○
大谷	教育学部H棟	S	54	1979	36	R		2	1.94	522	×	×	○
城北	南会館	S	54	1979	36	R		2	1.11	1,855	×	×	○
大谷	教育学部G棟	S	54	1979	36	S		3	1.02	1,535	×	×	○
大谷	教育学部I棟	S	54	1979	36	R		4	0.73	2,066	×	×	○
大谷	法科大学院	S	55	1980	35	R		3	1.14	830	×	×	○
三保宿舎	宿舎R1号	S	56	1981	34	R		4	0.44	1,084	×	○	×
大谷	教育学部K棟	S	57	1982	33	R		5	新耐震	1,837	×	×	○

団地名称	棟 名 称	建築年等				構造階		耐震性能 IS値	保有面積	大規模改修内容 (○は完了しているもの)		
		年号	年	西暦	経年	構造	地上階			外部改修	内部改修	耐震改修
団地名称	棟 名 称	建築年等				構造階		耐震性能 IS値	保有面積	大規模改修内容 (○は完了しているもの)		
		年号	年	西暦	経年	構造	地上階			外部改修	内部改修	耐震改修
島田	体育館	S	40	1965	50	S	1	0.98	683	○	×	○
島田	技術科教室	S	41	1966	49	S	1	0.91	315	○	×	○
布橋	体育館(中学校)	S	41	1966	49	S	2	0.91	966	○	×	○
布橋	体育館(小学校)	S	41	1966	49	S	1	0.92	803	○	×	○
大谷	体育館	S	42	1967	48	R	2	0.93	3,027	○	×	○
大谷	本部管理棟	S	44	1969	46	R	5	1.00	2,861	×	×	○
大谷	宿舎R2号	S	44	1969	46	R	5	0.72	1,690	×	○	○
駿府町	体育館(中学校)	S	44	1969	46	S	1	1.04	1,021	○	×	○
大谷	本部管理棟別館	S	45	1970	45	R	2	1.00	412	×	○	○
大谷	第2食堂	S	45	1970	45	R	2	1.25	1,076	○	×	○
駿府町	体育館(小学校)	S	47	1972	43	R	2	0.83	890	○	×	○
藤枝	藤枝フィールド管理・学生宿泊施設	S	48	1973	42	R	3	1.00	1,286	×	×	○
藤枝	宿舎1号	S	49	1974	41	R	4	0.59	912	×	○	×
大谷	人文学部E棟	S	49	1974	41	R	2	1.26	402	×	○	○
大岩	体育館	S	51	1976	39	S	1	0.92	440	○	×	○
大岩	園舎	S	54	1979	36	R	1	1.4	623	×	×	○
城北	工学部3号館	S	55	1980	35	R	3	1.32	791	×	×	○
城北	工学部2号館	S	55	1980	35	R	2	1.19	896	×	×	○
大谷	文化系サークル施設	S	56	1981	34	R	3	0.92	1,202	×	×	○
大谷	人文学部講義棟	S	56	1981	34	R	1	1.6	351	×	×	○
大岩	園舎A	S	56	1981	34	R	1	2.04	191	×	×	○
大岩	園舎B	S	56	1981	34	R	1	1.86	141	×	×	○
小鹿宿舎	宿舎R4号	S	57	1982	33	R	5	新耐震	2,030	×	○	○
広沢宿舎	宿舎R1号	S	57	1982	33	R	5	新耐震	1,355	×	○	○
広沢宿舎	宿舎R2号	S	58	1983	32	R	5	新耐震	1,355	×	○	○
大谷	理学部D棟	S	59	1984	31	R	4	新耐震	863	×	×	○
城北	課外活動共用施設	S	60	1985	30	R	3	新耐震	881	×	×	○
									133,328			
	上記以外の小規模建築物								15,858			
									28年度以降整備 計	149,186		
									m ²			

4-1-2 静岡大学100周年プラン

◆大谷団地

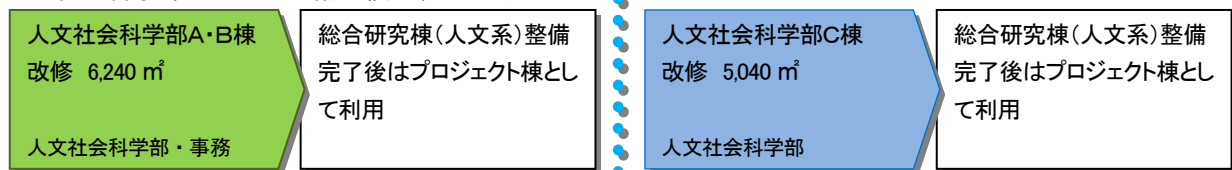
農学部エリア（整備面積 15,980 m²）



共通教育エリア（整備面積 36,460 m²）



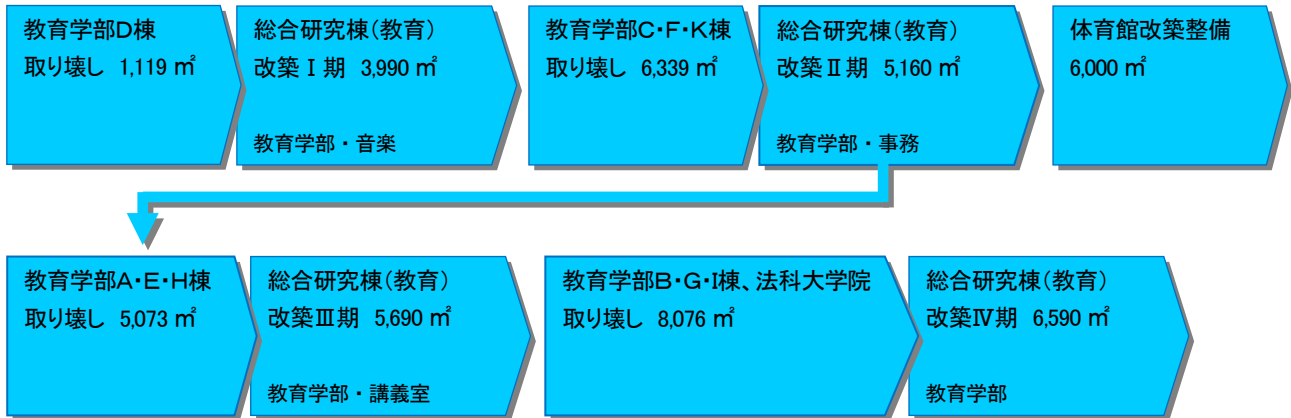
人文社会科学部エリア（整備面積 11,280 m²）



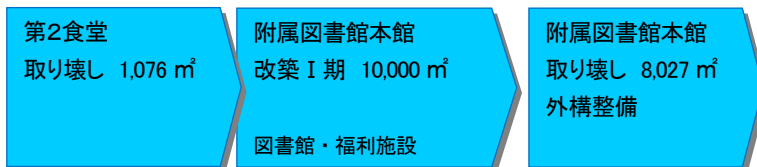
理学部エリア（整備面積 12,400 m²）



教育学部エリア（整備面積 21,430 m²）

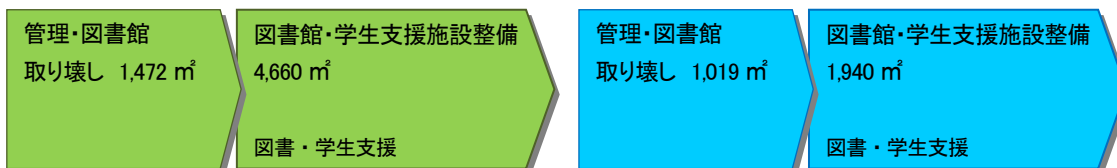


附属図書館エリア（整備面積 10,000 m²）

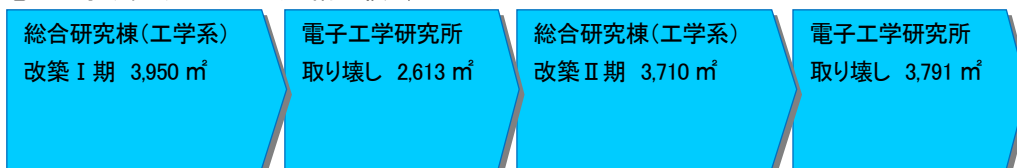


◆城北団地

附属図書館（6,600 m²）



電子工学研究所エリア（整備面積 7,660 m²）



工学部・情報学部エリア（整備面積 54,000 m²）



■ 策定

□平成23年3月23日 施設・環境マネジメント委員会 承認

□平成23年5月13日 役員会 承認

■ 改訂歴

□平成24年7月4日 施設・環境マネジメント委員会 承認

□平成24年7月19日 役員会 承認

□改訂概要

- ・基本計画編と個別計画編に分割
- ・ファイナンシャルプラン2011の戦略的整備に基づく施設整備中期計画の見直し
- ・施設マネジメントの追加
- ・静岡大学100周年プラン追加

■ 改訂歴

□平成25年3月21日 施設・環境マネジメント委員会 承認

□平成25年3月27日 役員会 承認

□改訂概要

- ・骨格的な不変の考えを示すキャンパスマスタープランと中期計画等に合わせた個別計画を示すキャンパスマスタープラン2010-2015に再編集
- ・「RSU “The reconstruction of Shizuoka University”」宣言の追加
- ・静大スタンダード（新営・改築整備標準仕様）の追加
- ・既存建物改築等整備計画【静大モデル】の追加

■ 改訂歴

□平成28年3月28日 施設・環境マネジメント委員会 承認

□平成28年3月30日 役員会 承認

□改訂概要

- ・「RSU “The reconstruction of Shizuoka University”」宣言 2. 基本目標への追記
- ・1-1-4 キャンパスマスタープラン基本方針への追記
- ・3-1-2 100周年（2049年）を見据えた静岡キャンパスの目標・計画への追記
- ・3-2-2 100周年（2049年）を見据えた浜松キャンパスの目標・計画への追記





静岡キャンパス航空写真

自然に囲まれたキャンパスで
あなたは何を学びますか？



しずっぴー



浜松キャンパス航空写真

国立大学法人静岡大学
キャンパスマスタープラン

